

田口卯吉著

支那開化小史

明治二十二年二月合本

222.01
TAI57A



30659

支那開化小史目錄

卷之一

第一章

支那の地勢

封建の起源

帝都の變遷

一統の企圖黃帝に發す

堯舜禹の政略

夏后氏諸侯を制する能はず

殷室諸侯を制する能はず

—
頁

支那開化小史目錄

周室諸侯を制する能はず

第二章

四十七頁

諸侯の數漸く減少す

王者及び覇者

六國

封建の氣戰亂の際に消滅す

封建の氣消滅する原因

日本支那封建の比較

秦終に一統す

卷之二

第三章

八十三頁

秦郡縣を以て天下を治す

封建の論盛に書生の間起る

郡縣の主義漸く中央集權に變す

秦政の有様並に始皇の狹量

封建論者之に抗す

關東亂れて而して内部の組織亦た破る

第四章

百二十七頁

蒙傑尙は封建の力を藉りて秦に抗す

天下分れて漢楚となる

漢の軍法

第五章

百三十六頁

漢高子弟を封建す

外戚の災

封建の効用

吳楚七國の亂

諸侯漸く分れて封建終に滅す

封建滅して外戚の災發す

政權終に外戚に移る

卷之三

第六章

百七十五頁

王莽漢を篡はされは必ず族滅せらる

莽聖人の法を行ふ

内外共に莽に叛く

莽死に臨み尙ほ聖人を摸す

第七章

百九十頁

莽に叛くもの皆を漢の後と稱す

東漢の初め外戚權なし

専制政府の宰相には外戚最も適せり

外戚専横復起る而して之を制する者宦官也

宦官外戚の紛紜

政治非にして志士高節を尙ふ

第一第二の黨禁

黃巾の賊を討して而して志士初めて力を伸ふ

第八章

二百十八頁

三國の初め志士皆な平等に勢力を得たり

魏殆んど天下を一統せんとす

三國鼎立

三國の敗

卷之四

第九章

二百三十三頁

晋の八王の亂

羌胡鮮卑内地に雜處す

南北朝

受禪の例踵を接して起る

第十章

二百四十七頁

唐初の制度

太宗の虚偽

武韋二后の禍

玄宗の變制

節度使及宦官の禍

代宗以下歷代内外の事情一覽

河朔三鎮

唐の天子多くは聰明

第十一章

二百七十八頁

五代紛亂の有様

代りて天子となるもの皆節度使

軍人節度使を變更するの力あり

軍人の力漸く制限せらる

卷之五

第十二章

二百八十九頁

宋の太祖終に軍人組織を一變す

太祖俸祿を厚うして將士及び降王の心を取る

外國の強大は内國の分離を一致するに力あり

敵國強く財政急にして新法興る

政黨の樹立

宋終に新法の爲に弱し

遼敗れて金興る

和を主とするもの奸臣となり戰を主とするもの忠臣
となる

金敗れて元興る

宋終に元に滅せらる

第十三章

元室の組織

元の初め宿臣心を協へて帝室を護す

中葉以後宿臣權を争ひ帝を擁立す

元朝漢文を用ひず

元の子孫尙は漠北にあり

第十四章

明の太祖精神を盡して諸弊を豫防す

三百二十六頁

藩王の禍

明初の隆運

宦者の禍將に盛んならんとして易ふるに外患を以てす

閹黨

藩王卿官の害并に盜賊蜂起

佞倖

外寇

豊臣氏及ひ愛親覺羅氏

財政の急

三百四十二頁

三案及びひ黨派の禍

有明一代は專制政治の諸弊を受く

第十五章

三百七十九頁

總評

例言

史を記するの躰三種あり曰く編年躰、春秋の類是あり曰く記事躰、史記列傳の類是あり曰く史論躰、過秦論封建論の類是あり此諸躰各々適する所あり封建潰亂の事實を表示するは編年躰に如かず人の履歴を記するは記事躰に如かず社會の大勢事情變遷を記するは史論躰に如かき

史と論とは異あり論は所見を述ふるものあり史は事實を記するものあり故に支那の史家史論躰を以て史と稱せざるあり然れども社會の事實は特に顯然たるものゝみにあらず人情風俗及び事情の變遷の如きは多くは冥々の間に發成する

ものにして而して其史上に緊要あるや戦亂闘争人を殺し家を焼くの比にあらざるあり蓋し此等の事實は歲月の以て明に之を期すべきかく且つ數多の事實湊合して一顯像を爲すものたるを以て史家各々所見を異にするの弊あるを免かれず然れども之か爲に所見を交ふべからずと云ふは其變遷を記すべからずと云ふあり則ち社會の史を記すべからずと云ふあり史豈に論と異あらんや共に所見を述ふるものゝみ支那の史家卓見多し其興廢存亡の理を説く極めて密あるものあり不幸にして之を論文として史中に齒せざるが爲に敢て精神を竭して之に従事するものなく唯一時の變遷を述ふ

るに止まれり然れども史上の事實は互に因とあり果とあり連綿として繼續するものあるが爲に此の如き文章を讀むものをして恰も飛龍を雲際に臨むが如く首尾相連續せざるの感わらしむ是れ洵に惜むべしと爲す故に此書勉めて其所見を引證して以て之を連續せしめんとせり是れ敢て他人の美を成さんが爲めならず我所見の事實たることを證せんか爲めあり但淺學寡聞極めて遺漏多きや知るべきあり此稿既に成り之を末廣重恭、島田三郎、小池靖一の諸君に示し批評を請へり余初竊に謂へらく必らず諸君を驚かすに足らんと諸君の評を得るに及ひて其遼東の豕たるを知る慚愧曷

そ堪へん

明治十六年九月

田口卯吉誌

嶋田鳥山曰開
卷說地理或
以為唯其方
位不知作者之
意在明地勢與
人事關涉之理
而不唯定方位
也曰平原數千
里曰江河二水
貫流其中曰氣
候溫暖曰有舟
楫之利曰土壤
豐沃而及其說
歷代之治亂制
度之變遷地勢
人事錯綜相證

支那開化小史卷之一

第一章 開闢より周
の代に至る

田口卯



亞細亞の東方に大なる郊原あり渺茫として數千
里に渉れり稱して支那國と曰ふ内に大河二あり
其北あるものを河水(黄河)と云ひ其南あるものを
江水(揚子江)と云ふ二水の源遠く亞細亞の中央に
發し洋洋として東に流れて東海に入る二水の支
派内地に錯綜して舟楫の便極めて多し氣候温和
地味豐腴にして人類の早く生殖し文運の早く進

予於是乎知其意在此而不在彼也。小池將堂曰：鶴田君評先獲我心矣。將堂曰：余嘗讀英人米因氏村落論云：印度各地往往一氏族而成一村，其民仰族長聽命焉。其事無細大，一依習慣而行。之其所為，唯耕而食，織而衣而

步せし所あり。我紀元元年の頃は此國々所謂春秋の世にして封建分裂の姿を爲し人民各奉ずる所ありて大は小を併せ強は弱を兼ね争亂止むべきの有様なりき。今ま熟ら其然る所以を考るに抑も太古の時種々の氏族此廣原の内に發生し漸く蕃殖して封建の勢を馴致せしもの、如し莊子曰く昔者容成氏、大庭氏、伯皇氏、中央氏、栗陸氏、驪畜氏、軒轅氏、赫胥氏、尊盧氏、祝融氏、伏羲氏、神農氏、當是時也、民結繩而用之、甘其食、美其服、樂其俗、安其居、隣國相望、鷄犬之音相

已故雖近村隣鄉相往來者少、蓋人生長于一地方而不與外人接、則安其土、樂其俗、無復他望也。願應若是、莊君之言、蓋不虛矣。鳥山曰：聖人非神物也、唯是才智過人者耳。功德被世者耳。世儒崇尙聖人過甚、遂不能窺聖人之真相、而神

聞、民至老死而不相往來、と蓋し其言の虚實知るべからずと雖も、當初種々の氏族此廣野に棲息して交際することども、かく政府をも建てさりし時の景況ハ此の如くあらざるべからず、人口漸く増殖し、邑を成し都を成し、境域相接するに及びて、此等の氏族の内干支を制するを以て尊ばれて王たるもの、天皇氏あり、歳月を制するを以て王たるもの、地皇氏あり、九州を分ち君臣男女の制を立つるを以て王たるもの、人皇氏あり、木を構へて巢を作るを以て王たるもの、有巢氏あり、民に火食

怪是視甚則爲
 形貌亦異常人
 曰蛇身人首曰
 人身牛首抑亦
 証聖之尤者本
 篇作者以巧思
 創造之才形容
 聖人於是乎聖
 人之真可見我
 國豐聰太子作
 憲法教工藝功
 德被於後代而
 稱太子爲聖德
 蓋得古人稱聖
 之本意矣

を教へ結繩の政を行ふを以て王たるもの燧人氏
 あり書契を作り網罟を結び犧牲を養ふを教ゆる
 を以て王たるもの伏羲氏あり耜を爲り耒を爲り
 畊を教へ交易を教へ醫藥を作るを以て王たるも
 の神農氏あり
 蓋し此渺茫たる廣野に散在せる氏族の中にて最
 も智力あり威力あるもの交々立ちて王とありし
 あるべし
 伏羲氏より以前に於ては王者の國都何處ありし
 や今ま知るべからず意ふに彼の二水の間にて介せ

る沃野の内に住居せまものならん司馬遷貨殖傳
 に於て書して曰く楚越之地地廣人稀飯稻羹魚或
 火耕而水耨果隋蠃蛤不待賈而足地勢饒食無饑饉
 之患以故皆竄偷生無積聚而多貧是故江淮以南無
 凍餓之人亦無千金之家沂泗以北宜五穀桑麻六畜
 地小人衆數被水旱之害民好蓄藏故秦夏梁魯奴農
 而重民三河宛陳亦然加以商賈齊趙設智巧仰機利
 燕代田畜而事蠶と茲に江淮以南と稱するは今の
 湖北安徽江蘇諸省以南の地にして江水の南北一
 帶を云ふあり又沂泗以北とは今の山東河南陝

西以北の地にして河水の南北一帯を云ふあり實にや歴代の帝王若くは強諸侯の都城を定めたる地は概ね河水の沿岸にあり此地方外部の事情能く人智をして發達せしむるものありと見えたり去れば伏羲氏は陳(河南の陳州)に都し神農氏は曲阜(山東の兗州)に都したりと云へり皆か河水の南方數里にあり神農氏に繼きて帝たるもの黃帝軒轅氏は涿鹿(直隸の涿州)に都し少昊金天氏は曲阜(山東の兗州)に都し顓頊高陽氏は帝丘(山東の曹州)に都し帝嚳高辛氏は亳(河南の河南府)に都し帝堯

陶唐氏は平陽(山西の平陽)に都し帝舜有虞氏ハ蒲阪(山西の蒲州)に都し夏后氏ハ安邑(山西の安邑)に都し殷湯ハ亳(河南の河南府)に都し周ハ豐鎬(陝西の西安)に都せり共に皆沂泗以北の地にして河水を去ること遠からざるあり蓋し此邊地形便利にして人智早く開け之に據りて威力を蓄ふるもの能く他の氏族をして仰望せしむるに足るありと見えたり然りと雖も此の如き社會にありて王とあり帝とあるもの決して能く他の氏族を制御するの實力

ありとも思はれざるあり帝王の土地大に他の氏族に勝るあるにわらざるあり其人馬亦大に他の氏族に越るあるにわらざるあり尙書に記する所の事實の如きハ神農氏に後る、數百年の事あり然るも尙ほ此氏族を稱して群后と云ひ或ハ群辟と云へり而して帝王を稱して元后と云へり其懸隔少きこと此の如し以て當時の事情を推知せべきあり此時に當りて始めて一統の企圖を發せしものを黄帝軒轅氏と爲せ史記に曰く天下有不順者、黄帝從而征之、平者去之、披山通道、未嘗寧居、東至

于海、登丸山、西至空桐、登鷄頭、南至于江、登熊湘、北逐葷粥、合符釜山、而邑于涿鹿之阿、と蓋し黄帝の巡行する所數千里に涉れり以て其威力の大ありしを知るべし然れども王者の權尙ほ微々たりしが如し顓頊高陽氏(黄帝の第二子昌意の子)の少昊金天氏(黄帝の第一子玄囂)に繼ぎ帝嚳高辛氏(黄帝の第一子玄囂の孫)の顓頊高陽氏に繼げるが如き血統順正からず殊に其都城相去ること遠し是れ亦た氏族の唯徳あり智あるものを奉せんと欲して撰擇する所ありしに因るにあらずや而して帝嚳の

未廣鐵腸曰、一
部尙書、無神祝
君主之語、商人
尙鬼、稍有政教
一致之風、然不
過慎終追遠之
意、不聞以帝王
爲神明、或神明
之子孫也、故當
時絕無足稱教
法者、是於他國

子帝擊に至りて諸侯之を廢し其弟放勳を立て、
天子とあせり是れ則ち後世聖人と稱する所の帝
堯あり
尙書堯典に曰く若稽古帝堯、曰放勳、欽明文思安安、
允恭克讓、光被四表格上下、克明俊德、以親九族、九族
既睦、平章百姓、百姓昭明、協和万邦、と誠に堯の人た
る尋常の人にはあらざるは論を俟たずと雖も當時
諸侯の權強くして既に其兄を廢せし程あれば之
か天子たる頗る難きものあらん且つ夫れ支那上
古にありてハ一統の王室ありしが爲に君主を

所稀見也、支那
上古文明進歩
之一大原因、蓋
在於此矣、

將堂曰、古者帝
王之初立也、多
爲人民所推也、

認めて神明の子孫と爲すか如き陋習を見ず、故に
君主に重大の權あくして少しく不徳われバ百姓
蓋し氏族の宗家其長となりて其餘は百姓とあり
しからん直に嗷々として止まず去れば九族を親
み百姓を平章にし萬邦を協和するか如きは當時
氏族の長とあり萬邦の元后とあるもの、最も行
はざるべからざる所なるべし斯く人民諸侯に掣
肘せらるゝときは尋常の人と雖も必ず將に一統
政治を起さんとの念慮を發せんとす然るを况ん
や智堯の如きをや莊子に之あり曰く堯問於舜曰、

而自非外人征服而為君者則能使子孫繼位者少各國概為然是勢不得已也然而古今學者稱堯舜禪讓之美嘖嘖不措蓋不知事出於不得已也此論則得之

我欲伐宗膾胥敖南面而不釋然其故何也舜曰夫三子者猶存乎蓬艾之間若不釋然何哉也此語以て堯が天下を一統するの志ありしを窺ふを得べし而して其天下を其子に傳へざりし者は實に天下の治め難かりしか爲めあらん堯の天下を傳へんと欲する獨り舜のみにあらず許由にも四岳四方諸侯にして國政に與かるものなりに之を讓らんとしたれども共に之れを辭せしかり韓非子曰く堯之王天下也茅茨不翦采椽不斲糲粢之食藜藿之羹冬日麤裘夏日葛衣雖監門之服養不虧於此矣禹王天下也身執耒

雨以爲民先股無胈脛不生毛雖臣虜之勞不苦於此矣以是言之夫古之讓天子者是去監門之養而離臣虜之勞也故傳天下而不足多也蓋し幾分か此の如き事情ありしからん且つ舜に種々の職務を命して其材を試むるの中に於て賓于四門四門穆々とあり之を解するもの曰く古者以賓禮親諸侯諸侯各以方至而使主焉故曰賓と然らば則ち當時諸侯の勢我徳川氏の外諸侯に於けるの類にあらざりしを知るべし而して舜能く之に接して其歡心を失はず穆々たることを得たりしかば堯之に安

鐵腸曰眼光如炬

し舜に位を譲れり
舜讓を受くると雖も群后従はざれば則ち天下を
保つ能はざるあり乃ち堯の子丹朱に南河の南に
避けたり然るに群后の朝覲するもの丹朱に之か
ずして舜に之き謳歌するもの丹朱に謳歌せずし
て舜に謳歌せしかば舜遂に天子とあり是れ群
后の爲めに奉せらるゝにあらざれば天子とある
を得ざるの證にあらずや故に舜の位にあるや益
々中央集權の政を施こし政府の權を張らんと務
めたり舜典に曰く日觀四岳群牧班瑞于群后歲二

月東巡狩至于岱宗柴望秩于山川肆覲東后協時月
正日同律度量衡脩五禮五玉三帛二生一死贊如五
器卒乃復五月南巡狩至于南岳如岳禮八月西巡狩
至西岳如初十月一日朔巡狩至北岳如西禮是れ
則ち四方に巡狩して群后を會し之をして一定の
制度を奉せしめ同一の風俗を修めしめ且つ諸侯
の等位を定めたるならん然れども舜は尙ほ之に
甘せず更に天子の權を強くするの制を立てたり
舜典に曰く五載一巡狩群后四朝五歳の内天子の巡
狩すると一回群后
の朝覲する
と四回なり敷奏以言明試以功車服以庸肇十有二

州封十有二山、濬川、是豈に徳川氏か參勤交伐の制を立て諸侯を威服せしに類せずや然れども尙ほ之を以て足れりとせず更に刑罰を設けて罪惡を懲せり舜典に曰く象以典刑、流宥五刑、鞭作官刑、朴作教刑、金作贖刑、青災肆赦、帖終賊刑、欽哉、欽哉、惟刑之恤哉、流共工于幽洲、放驩兜于崇山、竄三苗于三危、殛鯀于羽山、四罪而天下咸服、是に於てか天下の權漸く天子の掌中に歸せり然れども未だ以て其子に傳ふべからざるあり堯舜の天下に君たるや洪水横流して天下に氾濫たり禹之を治めて功

ありしかは舜其位を讓るべきものを四岳に問ふに及びて四岳乃ち禹を薦めたり曰く伯禹爲司空、是れ舜の位を禹に讓りし所以あり舜の禹に讓らんとするや之を戒めて曰く來禹降水儆予、成允成功、惟汝賢、克儉于家、不自滿假、惟汝賢、汝惟不矜、天下莫與汝爭能、汝惟不伐、天下莫與汝爭功、予懋乃徳、嘉乃丕績、天之歷數在汝躬、汝終陟元后、人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中、無稽之言勿聽、弗詢之謀勿庸、可愛非君、可畏非民、衆非元后、何戴、后非衆、罔與守邦、欽哉、慎乃有位、敬修其可願、四海困窮、天祿永終、

と是語を見れば舜の天下は禹にあらざれば能く
治めがたかりしことを詳にすべきあり
禹讓を受くるも群后服せされば天下を保つ能は
ざるあり故に舜の子商均に陽城に避けたりしが
諸侯の朝覲するもの舜の子にゆかずして禹にゆ
き謳歌するもの舜の子に謳歌せずして禹に謳歌
せしかは禹遂に天子の位を踐めり禹の未だ位に
即かさるや舜を助けて其一統の業を翼賛し九州
を開き九道を通し九澤を陂し九山を度し其地味
を檢し以て其貢租を定む足跡天下に遍ねしと云

ふ其天子となるや益々一統の志を逞うし數々巡
狩を行ひ天子の威權を皇張せり禹の南巡して諸
侯を塗山に會するや玉帛を執るもの萬國なりし
と云ふ以て天子の威力に服従せしもの多きを知
るべし堯舜禹三代の間諸侯を制御し之をして妄
りに干戈を動かさしめさりしかは萬民其德に懷
き一統政治を希望するもの多し然れども禹ハ材
器尙は衆の服する所とあるものにあらざれば諸
侯を制する能はざるを慮りて天下を以て其子に
傳ふるを肯せざるあり是に於て益を擧げて之に

天子の位を譲れり
益の讓を受くるや諸侯服せされば亦天子たるを得ざるあり是に於て舜禹の爲す所に效ひ禹の子啓に箕山の陽に避けたりしか諸侯の朝覲するもの益にゆかずして啓にゆき謳歌する者益に謳歌せずして啓に謳歌せしかは啓終に天子の位を踐めり史に稱す啓大に喜び諸侯を鈞臺に饗せりと以て其権力の薄きを知るべし啓より以後天子の位を其子に傳へて初めて世襲政治の基を立てたり之を夏后氏と云ふ夏后氏の世々天子の位に就

くを得たりしや外觀上に於てハ威權の政府に歸せしが如しと雖も要するに以前の氏族割據の有様に復したるの事情あくんはあらず之を天子と稱するも徒に虚名にして諸侯實に之を奉せしものとも見えざるなり去れば啓の時夏后氏の叛あり太康の時夏后氏之を河上に防く帝相の時后羿の臣寒泥羿と帝相とを弑して自立せり帝相の子少康師を起して之を討し中興の政を立て之を季杼、槐、芒、泄、不降、扈、厘、孔、甲、皐、桀に傳ふ史記に曰く孔甲以後諸侯多畔と然らば則ち夏后氏の天下

に君たる十有七世四百三十二年と稱すと雖も其能く諸侯を制御したるは數世に過ぎざるあり
 桀の時諸侯に湯なるものあり諸侯を征して強大を致せり孟子曰湯始征自葛載十一征而無敵於天下と以て専ら諸侯を征伐せし有様を知るべし終に諸侯を率ひて桀を南巢に放ち天子とかれり國を殷と名く是時に當りて夏后氏の天下に王たること久し故に諸侯人民の已に服せざるを懼れ自ら誥を作りて之に諭して曰く嗟爾萬方有衆明聽予一人誥惟皇上帝降衷于下民若有固性克綏厥猷

惟后夏王滅德作威以敷虐于爾萬方百姓爾萬方百姓懼其凶害弗忍荼毒並告無辜于上下神祇天道福善禍淫降災于夏以彰厥罪肆台小子將天命明威不敢赦敢用玄牡敢昭告于上天神后請罪有夏肆求元聖與之戮力與爾有衆請命上天孚佑下民罪人黜伏天命弗僭黃若草木兆民允殖俾予一人輯寧爾邦家茲朕未知獲戾于上下慄慄危懼若將隕深淵凡我造邦無從匪彝無即愾淫各守爾典以承天休爾有善朕弗敢蔽罪當朕躬弗敢自赦惟簡在上帝之心其爾萬方有罪在予一人予一人有罪無以爾萬方嗚呼尙忱

乃亦有終、と此語を讀むに大に諸侯の甘心を得んと欲するの意あるを知るべし

殷の天子たる三十一世六百二十九年紂に至りて滅す其間能く中興の政を行ひ諸侯を朝せしめしもの太戊祖乙盤庚武丁の數世に過ぎざるあり孟子曰く由湯至於武丁賢聖之君六七作天下歸于殷久矣と蓋し此諸君の謂からん然れども其他の君主の時世に當りては天下常に亂れて諸侯の天子に朝せしことありとも見えす想ふに天下の久しく殷に歸せしものは諸侯の之を亡ほすも左まで

鐵腸曰湯武何異於漢高祖唐太宗宋太祖太宗哉孔子叙書削去其言行之不可師者英雄豪傑變爲醉平聖人陳龍川與朱晦菴書中有此論最卓見也

の利益あきか爲めからずや斯く徳あれば諸侯到り徳あければ諸侯到らざるが如くは未だ以て政府の實權を有し一統の治效を成したりと言ふべからざるあり專制政治の國に於て時に暗君暴主出て、其政を執ることあるも國內直に亂るゝものに非ず然るに夏后氏より以後帝王徳を修めざるものあれば國內直に亂るものは是れ全く王權の能く諸侯を制するに足らずして諸侯相侵伐したるか爲めならん夫れ此の如し故に諸侯の内少しく威力あるものあれば他の諸侯天子を去りて

余謂韓非等諸子記湯武之事多涉詭變者不類後世所謂聖人是却實錄也周書武成武王自夸張威武如以殺紂亡殷為得意者蓋孔子欲削之而未暇也朱晦菴以為聖人不當如此遂以臆斷改定其順序可謂善學孔子者世人曠々坐五里霧中真可笑矣

之に歸すること水の卑に就くが如くかりき
 殷の衰ふるや西方の諸侯に古公亶父なるものあり岐山の下に居れり岐山は今の陝西省にあり所謂關中の地にあり公季西伯に傳へて威望最も高し史記に曰西伯陰行善諸侯來決平中畧明年代天戎明年伐密須明年敗者國明年伐邦明年伐崇侯虎而作豊邑と孔子の所謂三分天下有其二と云ふもの蓋し専ら征伐して得たるものにあらずや武王之に繼いて立ち東の方兵を觀して孟津に至れり地理を案ずるに孟津ハ河より殷都亳に上るの地にして相距る數里に過

將堂曰書傳蔡云孔子以為武王十一年觀兵王觀兵是以臣脅君也程子曰此事間不容髮一日天命未絕則是君臣當日而絕則為獨夫豈有觀兵而後伐紂訛謬相承展轉左驗後世儒者遂謂實然而使武王蒙千百年君之惡嗚呼惜哉余固

き。ず。兵。を。此。地。に。觀。す。何。ぞ。無。禮。な。る。や。蓋。し。殷。室。既。に。衰。へ。能。く。爲。す。な。ま。き。に。至。り。を。知。る。べ。し。
 武王の將に殷を討たんとするや諸侯を孟津に會し之に誓ひて曰く嗟我友邦冢君越我御事庶士明聽誓惟天地萬物父母惟人萬物之靈亶聰明作元后元后作民父母商王受弗敬上天降災下民沈湎冒色敢行暴虐罪人以族官人以世惟宮室臺榭陂池侈服以殘害于爾萬姓焚炙忠良剝剔孕婦皇天震怒命我文考肅將天威大勳未集肆予小子發以爾友邦冢君觀政于商云々其牧野に誓ふや左に黃鉞を杖き右

是蔡之言如程
 子欲抹殺史之
 所記以飾武王
 之不臣耳固不
 足信也然宋學
 久行于世學者
 概從程而不從
 蔡然而作者則
 責武王之無禮
 而遂歸於殷室
 之無能為眼光
 高於蔡一層
 將堂曰何無禮
 曰率諸侯滅殷
 二語足以破千
 歲之惑矣

に白旄を乗り以て麾きて曰く逃矣西土之人王曰
 嗟我友邦冢君御事司徒司馬司空亞旅師氏千夫長
 百夫長及庸蜀羌髳微盧彭濮之人稱爾戈比爾干立
 爾矛予其誓此文を讀まハ周の武王諸侯を率ひ
 て以て殷を滅はせしことを知るべし蓋し周の興
 るや其威力遙に前代の諸氏に勝るあるが如し然
 れども諸侯の力を藉りて以て天下を得たり故に
 未だ俄に諸侯を滅絶し郡縣と爲すべからざるか
 り孟子曰く周公相武王誅紂滅國五十と是れ蓋し
 當時殷紂を助けし諸侯を滅せしものあらん已に

反くの諸侯ハ能く征するを得るも已に従ふの諸
 侯ハ如何ともすべからざるあり既に悉く之を滅
 すべからざる以上ハ大に同姓及ひ功臣各家を封
 し之を羽翼として以て永遠の基礎を固くせんと
 の企ハ自ら當局者の胸裏に發するものあるべし
 故に其封する所極めて多し其同姓の重なるもの
 左の如し

魯(周公の子伯禽)

衛(武王の弟康叔封)

晉(成王の弟唐叔虞)

鳥山曰三代以前諸侯之於天子比之後世君臣有大異者予嘗讀拙堂文集其湯武放伐辨言此義其說鑿鑿有憑據今錄以補本篇作者之意其辨曰湯武之放伐或以爲躬行弑逆湯武不得爲聖或以爲天命已去桀紂不得爲君皆非通論也獨我藩先輩佐善

鄭宣王之庶弟桓公友

曹武王之弟叔振鐸

蔡武王之弟叔度

燕武王之弟召公奭

管武王之弟叔鮮

其異姓の重あるもの左の如し

焦神農の後

蒯帝堯の後

陳帝舜の後

杞帝禹の後

雪溪曰大禹稷契同受封於唐虞並立爲諸侯及夏殷遞興王乎天下稷契子孫從奉其約而已非真君臣也此說實爲千古發明余請舉當世之勢證成其說蓋三代侯國比王畿雖有大小之異並爲建國故王畿曰殷曰周其尊稱不過曰大邑尙書侯國曰齊曰楚

齊尙父

此等の諸侯多くハ皆ハ春秋に顯ハるものにして而して戰國に至りて尙ハ強國を以て稱せらるものあるを見れば其要地を選みて封せしを知るべし蓋し周ハ豐鎬(陝西西安)に都せり此れ所謂關中の地にして其地勢我國の關東に類するものあり而して齊魯ハ東海にあり燕蒯ハ北方にあり其餘ハ中國にありて洛陽を護せり晉の文公楚の將子玉と戰はんとして躊躇す曰く若楚惠何樂貞子曰漢陽諸姬楚實盡之思小惠而忘大耻不如戰也是語の如くは南方にも周の同姓封を受けしも尙ハ我徳川氏か親藩を要

曰晉曰秦其相稱猶曰大國左傳天子又以天下爲稱而泰伯三讓天下論語魯哀南面君天下莊子皆以諸侯稱之諸侯在其國各建社稷南面稱君臨其群臣與天子在畿內無異其臣稱卿士大夫與天子有公卿大夫相類乃知諸侯之於天子特相統屬而已矣

地に封して以て外諸侯を震懾せしめたるか如し是れ蓋し武王周公か天下を制するに於て最も計畫せし所の第一策あらん然り而して更に周の制度に於て考究すべきものあり侯伯爵祿の嚴制是あり孟子曰く天子之制地方千里公侯皆方百里伯七十里子男五十里凡四等不能五十里不達於天子附於諸侯曰付庸天子之卿受地視侯大夫受地視伯元士受地視子男大國地方百里君十卿祿卿祿四大夫大夫倍上士上士倍中士中士倍下士下士與庶人在官者同祿祿足以代其耕

諸侯入朝京師天子稱爲賓尚書其同姓曰伯父叔父異姓曰伯舅叔舅禮記而其卿皆猶命於天子孟子至於齊世征五侯九伯左傳魯世用天子禮樂禮記則權任尊貴似非諸侯之事乃知天子不以臣禮待諸侯矣蓋封建之制與郡縣不同郡縣者萬方統於一

也次國地方七十里君十卿祿卿祿三大夫大夫倍上士上士倍中士中士倍下士下士與庶人在官者同祿祿足以代其耕也小國地方五十里君十卿祿卿祿二大夫大夫倍上士上士倍中士中士倍下士下士與庶人在官者同祿祿足以代其耕也耕者之所獲一夫百畝百畝之糞上農夫食九人上次食八人中食七人下次食六人下食五人庶人在官者其祿以是爲差と蓋し此制果去て能く行はれたるや否やを知らずと雖も周公の目的は此にありしあるへし此制に因れば天子の國は僅かに方千里に過ぎずと雖も公

尊天子得臣海
內秦漢以下是
也封建者萬國
各有君上服屬
天子三代以上
是也云云

鐵腸曰史記齊
世家萊人夷也
會討之亂而周

侯も百里に過ぎず伯も七十里子男も五十里に過
きされは自ら權力の平均を得るものゝ如し且つ
天子の卿は侯に視へ大夫は伯に視へ元士ハ子男
に視ふとわれは稍我が徳川氏の外諸侯と譜代と
の權衡に類するものあり果して能く之を行ふを
得は能く一統の政を施すを得たるあるべし是れ
蓋し周公か天下を制するに於て計畫せし所の第
二策ならん

右第一策の行はれたるや昭々たりと雖も第二策
に至りては果して能く行はるゝを得たるや否や

初定不能集遠
方是以與太公
爭國太公至國
修政人民多歸
齊齊爲大國又
曰管蔡作亂淮
夷畔周乃使召
康公命大公曰
東至海西至河
南至穆陵北至
無棣五侯九伯
實得征之齊由
此得征伐爲大
國可見公伯中
有封土大小第
一策亦不盡行
於實地矣

私に怪しまざるを得き其故如何とされは此制は
井田に據りて立てたるものにて去て彼の井田の行
ひ得べきものあるや否やは最も疑の存する所あ
ればあり夫れ地に山川沼澤の別あり悉く平地に
あらざるあり人に強弱老幼の差あり悉く一様あ
らざるあり畫一の制を以て民をして田野を耕や
さしめんと欲す決して得べからざるあり殊に周
の世は封建の社會あり封建の社會は兼并の多く
行はれ貧富の差最も甚しきものあり假令其土地
の所有權ハ天子にありとするも一朝にして其耕

鐵腸曰孟子說井田多附會不可盡信然周家之嘗行井田法則無疑矣余謂一夫田畝非一從此制分割土地也法律上以百畝假定一夫之耕地據之算出賦稅徵兵等耳春秋亂離之世決非可實行均田法之時然據左氏等之所記則井田之遺制未全廢止

地を平均し人民をして各百畝を得せしむるは非常の變動にあらずや後世漢に至り王莽あるものあり之を行はんと欲して終に敗れたり上世と雖も其理を異にせざるべし孟子にハ股人七十而助周人百畝而徹と云ひて股より以後井田の法世に行はれたるか如く述ふれども蓋し久しく行ひ得べきものと思はれざるかり斯く行ひ易からざる井田の法を基として卿大夫より公侯伯子男に至るの爵祿を定め以て海内一般同一の制を立てんとせば從來財産の不同極めて甚しかりしを一朝

也子產作丘賦而人民恨之孔子不對田賦私於冉有曰季孫若欲行而法則周公之典在云云可以證其非如孟子之所說者也故及商鞅之廢井田開阡陌周公之典不復可具矣然至其田制之詳細則孟子亦不過得之傳聞也我兄此論雖有於事實未究者可

にして増補削除せざるべからず抑も何の功ありて之を増補するか何の罪ありて之を削除するか蓋し周室の權強しと雖も之を行はんと容易からざるべきあり然るを況んや武王早く崩し周公幼稚ある成王を奉し之を行はんと欲するに於てをや周官に曰く惟周王撫萬邦巡侯甸四征弗庭綏厥兆民六服群辟侯甸男采衛及畿內罔不承德と此語を見るに四方に弗庭のものありしを知るべし又た康王の畢命に曰く嗚呼父師惟文王武王敷大德于天下用

謂能解後世之惑者也

將堂曰非田者誠一之制也自後世視之真如不可行然未知其由來之不久也蓋昔禹之治水也曰盡力溝洫而已而非田即開溝洫之法也故周之行非田或由禹之遺制亦未可知矣按通鑑曰周顯王十九年秦

克受殷命惟周公左右先王綏定厥家茲股頑民遷于洛邑式化厥訓既歷三紀世變風移四方無虞予一人以寧中畧嗚呼父師邦之安危惟茲股士と以て股の民久しく服せざりしを知るべし蘇軾尙書を論して曰く大誥康誥酒誥梓材召誥洛誥多士多方八篇雖所誥不一然大畧以股人心不服周而作也予讀泰誓武成常怪周取股之易及讀此八篇又惟周安股之難也多方所誥不止股人乃及四方之士是紛々焉不心服者非獨股人也と夫れ斯の如し以て周の初め治平ならざりしを知るべし史に稱す成康の際刑

商鞅廢井田開阡陌然則可知非不必行矣

措くこと四十年と果して然りしや否や甚だ怪むべし要するに周の初大に畫一の政を行はんと欲して終に其目的を達せざりしのみならず却て禍亂を煽動し遂に姑息の政を行ひしにあらざや去れば右第二策の行はれざる此の如くにして而して更に第一策をして無効ならしむるものあり彼の同姓及び異姓の大封を得たるもの歲月の過くるに從ひ我を守るの藩屏にあらずして我に仇するの亂臣とありしこと是あり蓋し同姓の愛若くハ厚封の恩ハ僅かに其人の生存中に止るべし其

鐵腸曰周制不使外諸侯輔佐王室是亦所以使之絕意于勤王也若不若德川氏以譜代大名之小者為老中若年寄之得其

子孫に至りてハ豈に能く恩愛の頼むべきあらんや故に常に之を王都の内に集めて累世同姓の情若くハ功臣の義を心に存せしむること我徳川氏の如くするにあらざれば恰も將に一敵國を樹てしと同一あらんとするあり周初の制に於て朝覲會同の事ありしが如しと雖も諸侯長く王都に居るものにあらずして常に其領土に住せり故に王室を護して之と共に安寧を得んと欲するの念慮に至りてハ數世の後消滅せざるべからず之を我徳川氏の爲す所に較するに甚た遺策多きを知る

べし去れば王室孤立して羽翼皆あ去り僅かに封土の稍大あるを以て他に仰かるゝに過ぎざるあり唐の柳宗元曰く周有天下裂土田而瓜分之設五等邦群后布履星羅四周於天下輸運而輻集合爲朝覲會同離爲守臣扞城然而降於夷王害禮傷尊下堂而迎覲者歷於宣王挾中興復古之德雄南征北伐之威卒不能定魯侯之嗣陵夷迄於幽厲王室東徙而自列爲諸侯厥後問鼎之輕重者有之射王中肩者有之伐凡伯誅長弘者有之天下乖盪無君君之心余以爲周之喪久矣徒建空名公侯之上耳と其所見高しと

鳥山曰世儒稱治教之隆盛者無不推姬周而為古今萬國第一本篇作者獨斷為不然若不舉明確之證則恐致世之嗽々是以舉成康而降諸王之系而其下揭變故之六者也歟說至昭王南巡不返其說果真矣

謂ふべし今ま左の一表を以て周の天下常に平靜からざりしことを明にすべし

- 武王 周公四方に非庭を征す
- 成王 成康の際刑措くこと四十年と稱す
- 康王 と雖も國內穩かあらす
- 昭王 魯侯の弟其兄幽公を弑して自立す
- 穆王 王道微歛王南巡して返らず
- 共王 犬戎を征して勝たず是より荒服のの至らざ
- 懿王 王室遂に衰ふ
- 孝王

將堂曰周之世果不治乎余未能述信焉蓋周傳世三十七世歷年八百七十年最為久遠矣其春秋以降不姑論自武王即天子位至幽王歷年三百一十六年亦不為不久矣其間動兵唯有穆宣征戎之事而已厲王防民口而民背焉然其背者唯周人而已其

以下春秋の代と稱す

- 夷王 諸侯王を擁立す
 - 厲王 國人王を襲ふ王出奔す
 - 共和 召公周公政を攝す
 - 宣王 召公周公の立つる所なり諸侯復た周を宗とす姜氏の戎を討つて敗績す
 - 幽王 申侯犬戎と王を攻めて之を殺す
- 以下春秋の代と稱す
- 平王 申侯諸侯と共に之を立つ戎を避けて雒邑に遷る周室衰へ諸侯強は弱を併せ齊楚晋秦始めて大なり
 - 桓王 鄭の祝聃王を射て肩に中つ
 - 莊王
 - 釐王 齊の桓公覇たり

餘不聞有亂也。若夫成王之時，征不庭於四方，是創業之常事，固不足怪也。則此三百十餘年間，謂國家無事可也。而周之文物之盛，於此間歷歷可徵。孔子曰：周鑑於二代，都鄙乎文哉。蓋三代之盛，以周為最也。且穆王之征犬戎也，蔡公諫曰：犬戎氏以其職來王，天

惠王 秦一たび出奔す。襄王 鄭に出奔す。項王 宋の襄公を弑す。匡王 楚庸を滅す。定王 楚莊王弑たり。簡王 當鄭陳皆お其君を弑す。靈王 晋其君を弑す。敬王 晋公諸侯を卒みて王を周に入る。元王 孔子仁義を説く。

子曰：予必以不享征之，且觀之。兵無乃廢先王之訓而王幾頓乎。穆王有為之君也，而加兵於無辜，是安知非苦無事乎。考王之崩也，諸侯立懿王子，是非諸侯猶思周之厚乎。故余未能遽信此論也。

以下戰國の代と稱す

貞定王 弟に殺さる
哀王 弟に殺さる
考王
威烈王 晋の趙魏韓、齊の田氏諸侯とある
安王 三普其君を廢して而して其地を分つ
烈王 齊田和其君を海上に遷す
顯王 秦の獻公を賀す。秦の惠公初めて王と稱す。商鞅秦に相たり。韓魏齊趙亦た王と稱す。孟子王道を説く。楚越を滅す。六國合従す。
慎靚王
赧王 秦に滅せらる。范雎秦に相たり

以下秦の天下を一統するまで三十四年

周の天下常に平靜ならざりしこと此の如し是れ其制度能く時勢を裁するに足らざるに因るにわらずや我徳川氏の時諸侯の大ある周初の如きものにわらず然れども能く之を制して二百六十餘年間一兵を動かすことあかりき然るに周に於ては三代の君昭王に於て既に南巡して返らざるの變あり周の天下を創始するもの蓋し其責を辭する能はざるべし

支那開化小史卷之一

第二章 春秋戰國の時より秦の天下を一統するに至る

周室既に衰へ政府の權地に墜つるに及て天下の諸侯強は弱を併せ大は小を兼ね社會の事情紛々として統一する所あし後世此時を稱して春秋と曰ふ孟子曰く世衰道微邪說暴行有作臣弑其君者有之子弑其父者有之と蓋し此時の有様を言ふあり斯く臣子にして其君父を弑虐する程の事情あれば君父にして其臣子を殺戮する如きは固より珍しからざりき 封建亂離の時及びて亂臣賊子の輩出する理由は嘗て日本開化小史

卷の三第六章に於て説き斯く内外の戦亂争闘止む明せり故に茲に贅せず 斯く内外の戦亂争闘止む時かくして人民生を聊せざりしかは當時の識者之を憂ひ夫の堯舜禹湯の天下を治めしことを追慕し盛んに之を稱揚して世の君臣父子を戒しめんとせしものあり然れども治平の兆は却て此擾亂の際に發し他日一統の基を爲せしものゝ如しそは如何にといふに此紛亂の際諸侯の數漸く減少し郡縣の勢自ら發生すればあり在昔大禹の諸侯を塗山に會するや玉帛を取るもの萬國ありしと云へり蓋し當時塗山に會せしものは必ず南方

の諸侯のみあらん然るも尙ほ此の如く多かりしあり夏より殷に傳へ周の起るに及ひて武王八百の諸侯を率ゐる殷を亡ぼせり尙書に曰く遯矣西土之人と然らば則ち關中の地尙ほ八百諸侯を容るるありと見えたり當時天下の諸侯多かりしを知るべし或ひば曰く千七百ありと蓋し然らん聞く春秋の經傳に見ゆるもの百七十國ありと然らば則ち武王より平王に至る三百十六年の間諸侯の強大あるもの他の弱小あるものを討滅して終に此に至りしにわらずや

蓋し諸侯の尙ほ小なるや農夫の稍く大なるもの
たるに過ぎざるなり故に其の間少しく強大なる
ものあれば以て能く之を制するを得るあり孟子
曰く湯以七十里文王以百里と其始めて起るの時
微々たりしを知るべし又た曰く夏后殷周之盛地
未有過千里者也と支那の大國にして王者の領す
る所此の知し豈に小ならずや猶ほ我北條氏が一
相摸守を以て世々天下を治めたるが如き乎然れ
ども諸侯の稍く強大を致し多く土地人馬を有す
るに至りては威力の更に強大ある者にあらざれ

は之を制する能はざるあり去れば春秋以後復た
王者の出づることおし蓋し殷にして夏を滅すれ
ば以て王たるを得べし何とあれば諸侯能く之に
抗するおければあり周にして殷を滅すれば亦た
以て王たるを得べし何とあれば諸侯能く之と争
ふなければなり春秋より以後諸侯強大を致すの
時に至りては周を滅するも以て王者たるを得ず
數多の小諸侯を蕩滅し他の諸侯を威服せしめて
而して後周室を滅するにあらざれば王たるを得
ざるあり是れ固より封建の公伯が一世の間に遂

け得べきの業にあらざ去れば春秋より以後復た王者の出づるなくして唯々覇者の一時を制御するを見るのみ覇者とは何ぞ其威力稍々他の諸侯の上にありと雖も未だ其名望を以て之を威服せしむるに足らずして周室を奉し天子の詔を稱して以て一時制を天下に行ふものあり當時の諸侯必ずしも周の天子を恐るにあらざるあり然れども夏后氏以來人民の天子を奉する久し故に人々皆天子を尊崇し其命を重んずるの慣習あり而して之が陰武者たるものは我より威力ある諸侯

あり故に諸侯皆謂らく其命を奉するも左までの害あり而して之を奉せされは直に罰あり寧ろ暫らく其言ふ所に従ふに如かずと是れ即ち其命を奉し其旗下に屬する所以あり之を第一に試みたるものを管仲と爲す管仲齊の桓公を助けて諸侯を九合し天下を一匡せり之に繼ぐものを晋の文公と爲す之に繼ぐものを楚の莊公と爲す其間秦の穆公の西戎に覇たるあり宋の襄公の諸侯に覇たらんと欲するあり後世此五君を稱して五覇と曰ふ猶ほ我足利氏の末關西の諸侯京師に上は

り足利氏に管領として威令を他の諸侯に施したるか如くあるべし蓋し霸王の出づるや其威力を諸侯の内部に及ぼすを得すと雖も暴君頑父亂臣賊子稍々之に憚かる所ありて其慾を擅にすることなく人民一時其肩を息ふを得たるが如し五霸の交々出づるや其際小國は愈よ併吞せられ諸侯愈よ強大を致し復た天子の命を稱するも畏懼せざるに至れり此に至りて霸王の出づるかく諸侯各王と稱して敢て他の屬隸とあるを欲せざるあり是を戰國と曰ふ蘇子の古史に曰陵遲至於

六國獨有宋衛中山泗上諸侯在耳其地大兵強皆務以詐力相傾雖使桓文復生號令將有所不行と眞に其言の如し蓋し大國に王たるもの常に人の下風に立つを愧つるの情あると小國人主の比にあらず而して一旦他と戰端を開くことあるも亦た容易に亡滅せらるゝことなし故に其力遙に劣るあるにあらされは未だ首を垂れて他の諸侯の會盟に與り其指揮に従はざるなり尙ほ彼の一箇人の少しく智識あるものが容易に他の論辯に屈服せざるか如くあるべし是時に當りて諸侯の強ある

もの七、二に曰く秦二に曰く魏三に曰く韓四に曰く趙五に曰く楚六に曰く燕七に曰く齊、之を戦國七雄と曰ふ。秦は雍州(陝西)の地に據り、南巴蜀(四川)を併せ、東面して山東の諸侯を呑まんとせり。韓、魏、趙は舊と晉の地にして、河水の南北にあり、天下の中にして、當時文化の最も開け、名士の多く出てし所あり。趙、其北にあり、魏、其中にあり、韓、其南にあり、四面敵に當る故に、其攻戦最も烈し。楚は南方一帯の地に據り、國大に人多くして、春秋の諸侯多く、其併呑する所とされり。燕は北方の國にして、南の方

地を齊、趙に争へり。齊は東海の國にして、山海の利に富み、常に國力の平均に注意し、權衡を保たんと欲するもの、如し。此諸國は皆、宇内を混一し、八荒を併呑するの志あらざるか。是時に當りて、齊にハ、則ち孫臏、田單、魯仲連、淳于髡、孟嘗君の輩あり。燕にハ、則ち郭隗、樂毅の輩あり。楚にハ、則ち陳軫、屈原、春申君の輩あり。趙にハ、則ち廉頗、藺相如、平原君、毛遂の輩あり。韓にハ、則ち申不害の輩あり。魏にハ、則ち田子方、吳起、信陵君の輩あり。秦にハ、則ち衛鞅、甘茂、張儀、范雎、白起、王翦の輩あり。皆、其君をして

將堂曰按通鑑
秦商鞅并諸小
鄉聚集爲縣縣
置令丞凡三十
一縣封建之制
度亦已廢久矣
鐵腸曰確論余
亦於慨世論略
陳述此意蓋封
建廢止之原因
全出於失盡力
生國之氣象故
始皇不應封建
而封建自廢余
之素論如此

天下を一統せしめんと務めざるはあし
斯く諸侯の強大を致すに及ひて封建の氣勢は漸
次其國內に消滅して復た痕跡を留めざるに至れ
り蓋し右に述ふる所の豪傑の如きは必ずしも本
國の人にあらざるあり唯々其善く已を用ふるも
のに屬して其驥足を伸べんと欲したる也彼の忠
臣は二君に事へずと云へる如き封建の主義は絶
えて其胸裏に存せざるものゝ如し魏の文侯の時
子擊田子方に道に遇ふ車より下りて伏謁せしに
子方禮を爲さざりしかば擊怒りて曰く富貴者驕

鐵腸曰按春秋
之時晉人走楚
齊人走秦皆有
懷本國之意是
因封建之氣象
旺於社會也及
孔子遊說四方
其門人亦各奉
事諸國世人不
以爲怪足以徵
有封建衰滅之
兆也

人乎貧賤者驕人乎と子方曰く亦貧賤者驕人耳富
貴者安敢驕人國君而驕人失其國大夫而驕人失其
家士貧賤者言不用行不合則納履而去耳安往而不
得貧賤哉と此語以て戰國志士の心竅を寫し得た
りと謂ふべし而して諸侯亦た必ずしも其國人を
用ひず苟も其國を利し其敵を破ぶるものあれば
珍器重寶高爵を愛まらずして以て天下の士を致せ
り是れ豈に封建の氣勢多年戰亂の際に漸滅した
るものにわらずや熟ら日本戰國の事情を察する
に武族の土地を領するもの枚擧に違あらざるか

り時に豪傑の士出て、其地を併呑することあるも其武族は之に降りて前の如く其地に住するかならざれば他の武族之に代りて其地を領するに
より武族の數は勝敗存亡の際に増減するありとも見えず故に封建の氣勢ハ更に衰ふることなし
然るに支那の戰國に於ては國を滅すれば直に之を郡縣とふし之に將士を封することなく國王自ら之を直轄して賦稅徵兵凡て之を臣下に委ぬることあり故に封建の氣勢は國の亡滅と共に愈よ
衰退したるか如し

鐵腸曰案春秋之時寓兵於農無所謂武士者其士云者皆從仕不專從事于戈全與我戰國之時異其事情且除大夫之有勢力如魯三家者則其私有土地者太稀故兼并國家極容易封建之就廢滅其原因全在於此

去れば日本の戰國に於ては將軍は各其私兵を卒めて敵に向ひたれども支那の戰國に於ては皆な其君の兵に將として敵に向へり又た日本の戰國に於ては土地人馬の政は凡て之を地方の武族即ち將軍に於て之を管理したるか爲に君主の財政極めて簡單にして宰相と稱すべき程のものもあかりしと雖も支那の戰國に於ては土地人馬の政は凡て諸侯の内政に於て之を一括したるか爲に宰相の權極めて重くして將軍以下凡て其命に従へり范雎秦に相として其有功の將白起と隙あり之を死せしめたり又た日本の戰

國に於ては君臣の階級極めて多くして殆んど算すべからざる程ありしと雖も支那の戰國に至りては君主と其臣民との一階級あるのみ其狀恰も一郡縣王國と異なるかきあり之れを要するに支那の戰國に至りて封建の氣勢全く消滅し將軍は其國君の兵に將とし宰相は其國君の財政を管理し各地武族に委ぬること稀あり故に時に將相の功あるもの封土を受くるものありと雖も社會の勢此の如くありしを以て久しく之を保持する能はざりき

孟嘗君平原君商君の類皆亦封土あり

鐵腸曰百川歸海收結前諸段有万斤筆力

蓋し支那の封建は恰も泡沫の小球漸次合して大球を爲さんとするの景況あり其の一たひ合せしものは其内更に小球を容るゝを許さざるあり時に或ひは之を容るゝも長く之に留まるを許さざるあり未だ戰國に至らざる以前に於ては陪臣にして土地を領するもの極めて多くして孟子の所謂千乘之國弑其君者必百乘之家と云ふの類多かりき譬へは田氏の齊國を奪ひ韓魏趙の晉國を分ちたるか如き則ち是あり然れども戰國に至りては其膨脹すべきは既に膨脹して破裂し其收縮す

べきは既に收縮して消滅し十分巨大なる地球の
 割居する景況を爲せり秦の末に至りて五世韓に
 相たり累世蘇に將たりと云へる豪傑ありと雖
 も其事跡疑ふべし張良の五世韓王將たらざることを
 趙翼の二十二史劄記に詳かなり
 良し其事あるも其官爵を世々にしたるまでにて
 其領土を世々にしたるものにはあらず蓋し官爵
 を世々にする事は郡縣政治と雖も往々見る所あ
 り
 斯く一箇人を以て土地人馬を領する能はざるに
 至りて一國の政柄を握り資財を有するものにし

て客を養ひ名望を社會に博せんとすること一時
 世に行はれたり春申君孟嘗君信陵君平原君文信
 君の輩食客三千人ありと云ふ既に是れ客あれば
 君爲に憂へず世爲に怪しまずして而して之を使
 用するもの大に社會に威力あるべし是れ蓋し封
 建より郡縣に遷移するの際に發する所の一時の
 變像とも稱すべき歟然れども之を養ふ人も永く
 其富を保つべきにもあらずして而して養はるゝ
 ものは則ち客あれば其關係君臣の如きものにあ
 らず馮驩の孟嘗君に客たるや食薄ければ則ち劍

鳥山曰封建勢也非聖人之意也。是柳公古今之卓見。然公尙以郡縣之制專歸之始皇之力。不知制度之大變革。關於時運者居多。若逆於時運。雖豪傑之

を叩きて長鋏歸らんかと歌ひ毛遂の平原君に客たるや其撰に與からされは自ら進みて行かんと欲するが如き以て其情況を察するを得べし。去れば支那の封建は諸侯の合するに従ひ愈よ郡縣の姿に變せり。秦の天下を一統するや全國を合せて郡縣とせり。然れども他の諸侯の既に其領内に於て郡縣の制を行へり。斯く郡縣の氣勢の戰國亂離の間に胚胎して之を社會に傳播したるを以て猛將勇士皆お羈旅の客を以て起り嘗て其郷土を愛戀するの形跡を示さざりしあり。

士罔克成也。本編作者則曰。戰國之間。封建之勢既盡矣。於是乎。知始皇之一舉。有時運助之者。而大變革。非一人之力。其理愈明。

今ま其然る所以を尋ぬるに第一の原因は敵國外患の刺衝激烈ありしに基きしあるべし。蓋し同舟江を涉りて颶風に逢へば吳越の人も相救ふと云へり。戰國の世の如く日に攻戰を事とするの時に當りてハ國家の命運恰も累卵の如くにして一勝一敗直に社稷の安危に關係するものあり。故に人常心に危懼の念を抱きて其財産生命をも顧みるに違あらず。擧げて之を國事に使用せんと欲するに至れり。何となれば其國亡ぶれば其身亦た安きを得ざればあり。而して此の如き念慮を抱く

もの特に其臣下のみにあらず君主と雖も實に其私産を惜まざるあり是を以て國內に於て私封私領を有して國事を憂ひざるが如きものあれば必ず他人の指斥する所となりて身を容るゝ能はざるべし去れば封土の跡漸次消滅し國內全く郡縣の姿を爲すに至りて他邦一介の書生來りて其國に將相とあるも苟も其才識の卓拔あらんには敢て其舊格を論することなく皆か首を垂れて其命令を奉せしかり

然り而して之を助くる數多の事情あり抑も支那

の封建は生民の初より發せしものにして決して我國の如く將門相家の私心よりして發成せしものにあらず數千年の久しき其土地に住して其姓氏も地名と混一し其祖先亦た明にして家柄の輕重あることおし故に其國削弱せらるゝも他の諸侯に降ることおし成湯周武の如く天子の位を踐めるものには降りて其封爵を受けたるからん然れども他の同輩の諸侯には決して降らざりしが如し良しや降ることあるも其勢盡き力極まりて降ることおれば則ち滅亡と同一にして其降を容

るゝものは直に之を廢して庶人と爲すを得たり
蓋し諸侯の容易に降るものあるときは自ら其封
土を全くせざるべからざるの事情あるは我豊臣
氏徳川氏の爲す所を見ても明かなり然るに支那
に於ては此事なきが爲に直に郡縣と爲すを得た
り是れ其一あり又た支那の地たる前に述へし如
く平原廣野多くして其境を守るには必ずしも將
士を封することを要せず敵國外患の懼あれば直
に兵士を國內に募りて之に應ずるを得るが故に
平時は將帥を置きて之を守らしめたり蓋し速に

一統の功を爲さんと欲するものは重く有功の將
士を封し其心力を盡して働かしむること我織田
氏の如くせざるべからずと雖も支那戰國の侯伯
には左までの豪傑なし是を以て將士は常に君主
の兵を卒るて城を守りしあり去れば其城陷るこ
とあるも之を陥れたる諸侯は又た之に將士を封
して守らしむるを要せざるなり
彼の七國の相對峙して互に富強を競ふに當りて
其内部の事情實に此の如くありき去れば封縣割
據の有様は最早維持すべからず早晚一統の郡縣

とならざるべからざるあり是時に當りて秦國の地勢最も形勝を占め關を鎖して守れば山東の諸侯兵多しと雖ども之を攻むるを得ず關を開きて攻むれば諸侯の兵強しと雖も其勢に抗するを得ざるの狀あり殊に其國內整肅にして優柔の風おかりしかば諸侯其鋒銳に當る能はざるに至れり是に於て山東に蘇秦あるものあり諸侯に説くに合縦連衡の策を以てし其策一時將に行はれんとするの狀ありしと雖も邦國の間に結べる盟約は長く保つを得ずして終に秦の武力の下に一統の

將堂曰人之生也不由土地則無以資衣食故初必土著矣既土著則必不得_不盡疆域而封_建由以成爭端由以生焉故小者被并弱者被吞而大者強者益以大且強矣當是時非有王者執天下之柄以制其爭則互事攻伐無所底止而其勢之窮也有力苟勝者

功を遂るに至れり賈誼の過秦論具に其情を述ぶ其言に曰く於是六國之士有鞞越徐尙蘇秦杜赫之屬爲之謀齊明周最陳軫召滑樓緩翟景蘇厲樂毅之徒通其意吳起孫臏帶陀兒良王廖田忌廉頗趙奢之明制其兵嘗以什倍之地百萬之衆叩關而攻秦秦人開關而延敵九國之師遂巡遁逃而不敢進秦無亡矢遺鏃而天下諸侯已困矣於是從散約解爭割地而賂秦秦有餘力而制其弊追北逐亡伏尸百萬流血漂鹵因利乘便宰割天下分裂河山強國請伏弱國入朝(中畧)及至始皇奮六世之餘烈振長策而御宇內吞二周

則足以成一
之功是無他乘
困弊也而秦之
混一宇內實會
于此時矣賈生
之論真不誣也

而亡諸侯履至尊而制六合執敲扑而以鞭笞天下威
振四海南取百越之地以爲桂林象郡百越之君俛首
繫頸委命下吏乃使蒙恬北築長城而守藩籬却匈奴
七百餘里胡人不敢南下而牧馬士不敢彎弓而報怨
於是廢先王之道焚百家之言以愚黔首墮名城殺豪
俊收天下之兵聚之咸陽銷鋒鋦鑄以爲金人十二以
弱天下之民然後踐華爲城因河爲池據億丈之城臨
不測之谿以固良將勁弩守要害之處信臣精卒陳利
兵而誰何天下已定始皇自以爲關中之固金城千里
子孫帝王萬世之業也(下略)蓋此語以秦之天下

を一統せし情況を盡せりと謂ふべし
之を要するに支那の封建は數千年來固着の封建
にして其因襲の久しく其基礎の牢固あるか爲に
之を一統するに於て大に歲月を要するものあり
故に我國の戰國の比にあらざるあり我足利氏の
時應仁前後の有様は稍支那春秋の事情に類せる
ものあり彼此共に名門大族を貴び之れを奉して
互に相争いたり然れども戰國に至りては相同し
からず彼國に於ては尙ほ名門大族を奉して戰ふ
の有狀依然たりしと雖も我國に於ては英雄豪傑

の士之を奉するを屑しとせず自ら崛起して諸侯を併呑せり故に我國戰國に於ては諸侯の興廢存亡轉瞬の間に決して名家の倒れ微族の起りしもの極めて多かりしと雖ども彼國に於ては累世の名家連綿繼續して偶滅するものあるも更に起るものあるなし去れば我戰國の徳川氏の下に一定せしを見るに豪傑の智畧を以て社會封建の氣を制御したるの跡ありと雖も彼國に於ては豪傑の士速に天下を一統せんと欲せしものあきか爲に其一統する以前に於て郡縣の勢早く既に其内部

將堂曰滔滔之論收以賈論結以趙論乃有據而不泛亦足以取讀者之信矣

に發し天下一統の後ば復た封建の痕跡を止むることあし是れ即ち彼此戰國の有様異なる所以あり
 清の趙翼曰く自古皆封建諸侯各君其國卿大夫亦世其官成例相沿視爲固然其後積弊日甚暴君荒主既虐其民無有底止強臣大族又篡弑相仍禍亂不已再并而爲七國益務戰爭肝腦塗地其勢不得不變而數千年世侯世卿之局一時難遽變於是先從在下者起遊說則范雎蔡澤蘇秦張儀等徒步而爲相證戰則孫臏白起樂毅廉頗王翦等白身而爲將此已開後世

布衣將相之例、而兼并之力尙在、有國者、天方藉其力、以成混一、不能一旦掃除之、使匹夫而有天下也、於是縱秦皇、盡滅六國、以開一統之局、其見識高しと云ふべし、蓋し六國の末天下を制御するものは皆布衣白身のものにして、君主の如きは僅に其孤注たるに過ぎざるあり、然りと雖も之を奉ぜざれば、以て一國の兵馬を動かす能はざるか、爲に幾何か其羈軛を受けざるべからず、去れば我國戰國よ於ては豪傑の兵を發し國を滅するや、電光疾雷の如き勢ありと雖も、支那に於ては其勢甚だ遲鈍にし

て攻むるもの防くもの應援するもの應援せざるもの常に多少の時日を費やして而して後決するもの、如し是れ則ち周の亡ふる亦た歲月の久しきを要せし所以あり、然り而して其鬭争の歲月亦た甚だ久し、平王より威烈王に至るまで春秋の世と稱するもの三百四十六年、威烈王より秦の天下を一統するに至るまで二百零九年ありき、蓋し秦の始皇天下を一統せしハ我紀元四百四十年、孝靈天皇の時に當ると云ふ

從來東洋人之見、以古爲文明、以今爲蠻野、尙古復

古澆季季世之辭可以徵也。本編作者徵之事實，明
世代改進之理，於是乎。古野今文之理，昭昭矣。可以
破東洋人之陋見。

十六年七月三十一日夜記畢

鳥山 島田三郎妄評

修禹域學枕籍經史，以碩學鴻儒名者，古今不乏其人。而其所述作，亦極浩繁。然至所謂開化史者，則未見有其撰矣。而今見諸田口君君修禹域學，蓋未博也。亦非素枕籍經史之人也。而有此撰，所記雖止大畧，然自上古至秦治亂之所由，盛衰之所繫，亦可以

概見焉。嗚呼學猶未博，而能為碩學鴻儒之所未為，豈其所見有異焉者耶。鄭板橋曰：讀書必欲讀萬卷，胸中撐塞如亂絲，蓋君得之於寡讀也。

癸未八月

將堂 小池靖一妄批

七國地境畧説

戰國の時戰爭止むなし故に各國の境界の如きは確知すべからず
唯た大略に就きて其形勢を察すべきのみ今ま其大略を記して參
考に供す

燕は直隸に據り南河間に至り齊趙と界し西は山西の朔平に至
る

齊は山東に據り北は直隸の河間に至り東昌に於て趙魏と界し
西曹州に至る莒州は前に魯に屬し後齊に屬す

趙は直隸に據る保定正定順德廣平皆な其所屬たり東河間に至
り山東の東昌に至る北は山西の大同に至る其汾州は前魏に
屬し後に趙に屬す潞安澤州平陽は前に韓に屬し後趙に屬す

魏は河南開封に據り東は直隸の大名に至り南は安徽の北部に
至る西河水の北岸に沿ふて山西の安邑隰州汾州に至り陝西

の華州以北同州に至るの地を占む所謂西河の地是なり其以
北河水に沿ふの地亦た魏に屬せり所謂上郡是なり
韓は河南鄭州に據り南南陽に至り汝寧に於て楚と境す北河を
越えて澤州平陽潞安泌州に至る所謂上黨郡なるものはなり
因に言ふ戰國韓魏の境界甚た解し難し若し韓の上黨郡直
路鄭州と相通せば魏は其西河の地と斷絶せざるを得ず魏
の西河開封と相通せば韓は二分せざるを得ず近日李氏歷
代地理沿革圖なるものあり之を從來の沿革地圖に比する
に甚だ簡明なり然れども其境界未だ分明なるを得ず唯だ
史記魏の世家信良君の言稍々其實を窺ふべしと爲す其言
に曰く通韓上黨於共寧徐廣曰朝歌有寧鄉○正義曰共衛州
共寧道之使韓上黨於共寧共寧縣懷州脩武縣中零今魏開通
黨得直路而行也使道安城正義曰括地志云故安城在鄭州出
入賦之是魏重質韓以其上黨也と茲に懷州とは今の懷慶に

して衛州とは衛輝なるべし依りて皇朝直省輿地全圖に就
き之を檢し修武縣寧廓及び原武縣を得たり皆な懷慶衛輝
の間にあるなり然らば韓の上黨は素と韓と斷絶せしもの
と思はる韓の惠王十年秦兵韓を大行に破り上黨の郡本國
と通する能はずして趙に下たれり正義に曰く太行山は懷
州沔内縣北一十五里にありと今ま地輿全圖に於ては山西
の東南の境にあり即ち河南の修武縣原武縣よりの通路な
るか如し因りて之を思ふに韓の上黨固と本國と隔離して
魏の地を経て本國と相通せしものならん尙ほ識者の考究
を俟つ

秦は陝西の地に據り南四川を并せり四川の成都は蜀にして其
重慶ハ巴なり秦商君の計を用ひ魏の河西上郡の地を掠め始
めて河水に達せりと云ふ

四
楚は北山東莞州府に至り江蘇、安徽、湖北、湖南、浙江、江西、貴州の地を領し遠く雲南に達せり而して河南の南部亦た其有たり

支那開化小史卷之二

田口卯吉著

第三章 秦の天下を一統せしより其滅亡に至る

秦の六國を滅すや天下自ら郡縣の姿とあれり然りと雖も秦必ずしも天下を以て郡縣と爲さんと欲したるにあらざるあり唯天下を以て其の有と爲さんと欲したるのみ秦の一諸侯を滅すや直に之を郡と爲せり然りと雖も秦必ずしも六國を討滅するの後郡縣を以て天下を治めんとの主義ありて之を郡縣に爲したるにあらざるあり唯其の

内治の制既に郡縣たりしを以て之と同一の制度を施行したるのみ蓋し鹿を逐ふの獵夫は山を見ずとかや秦の方に六國と戦ふや未だ天下一統の後如何ある制度を以て之を治むべきやの思想は其君臣の間に發せざりしあり去れば六國を蕩平し海内を一掃し天下復た一諸侯を見ざるに及びて秦の政府は自ら孤立の勢ありて天下果して郡縣を以て治め得べきや否やを狐疑するもの發せり蓋し支那は開闢以來封建を以て國を立てたるが故に當時の人は郡縣を以て能く世を治め得べ

きや否やを知るに由あり而して堯舜禹湯文武周公皆か封建を以て天下を治め泰平を致したるの實例史籍に灼然として孔孟を始めとして諸子百家の徒其說紛々たるも一も其治績を頌讚せざるものあかりしかは眼を史籍に注きしものは自ら封建を以て善良ある制度ありと思惟するの念を發せずんばならず是に於てか封建を以て天下を治めんと議論朝野に起れり
秦の始皇即位の二十六年を以て悉く六國を滅せり是年丞相綰等言ふ諸侯初破燕齊荆地遠不爲置

王母以鎮之、請立諸子、廷尉李斯議して曰く、周文武所封子弟同姓甚衆、然後屬疏遠、相攻擊如仇讎、諸更相誅伐、周天子不能禁止、今海內賴陛下神聖一統、皆爲郡縣、諸子功臣以公賦稅重賞賜之、甚足易制、天下無異志、則安寧之術也、置諸侯不便、始皇李斯の議を是として曰く、天下共苦戰鬥不休、以有侯王、賴宗廟、天下初定、又復立國是樹兵也、而求其寧息、豈不難哉、廷尉議是、遂に天下を分ちて三十六郡とし、守尉監を置きて以て之を治めたり、然れども封建の議論に至りては決して民間に滅せしもの

將堂曰、秦之一統天下也、一新千古之陋習之

あらざりしか如し、三十四年始皇咸陽宮に置酒せり、博士七十人進み壽を爲す、僕射周青臣進み頌して曰く、他時秦地不過千里、賴陛下神靈明聖、平定海內、放逐蠻夷、日月所照、莫不賓服、以諸侯爲郡縣、人々自安樂、無戰爭之患、傳之万世、自上古不及陛下威徳と博士齊人淳于越等曰く、殷周之王、千餘歲封子弟功臣、自爲枝輔、今陛下有海內、而子弟爲匹夫、卒有田常六卿之臣、無輔拂、何以相救哉、事不師古而能長久者、非所聞也、と李斯又九駁して曰く、古者天下散亂、莫之能一、是以諸侯並作、厚招游學、以相爭、今天下已

時也故或舊
或喜新議論紛
紛然於朝野者
可想矣嘗讀英
國史記人民殺
查爾斯第一而
創共治之政之
時有於議院公
然論宜焚燬龍
動城所藏古書
以滅舊來事蹟
者是過激之餘
遂至于此者未
足深尤也唯如
李斯佐始皇湯
平天下不可謂
不智而不能堪

定法令出一是建萬世之功固非愚儒所知且越言乃
三代之事何足法也異時諸侯並爭厚招游學今天下
已定法令出一百姓當家則力農工士則學習法令辟
禁今諸生不師今而學古以非當世惑亂黔首丞相臣
斯昧死言古者天下散亂莫之能一是以諸侯竝作語
皆道古以害今飾虛言以亂實人善其所私學以非上
之所建立今皇帝并有天下別黑白而定一尊私學而
相與非法教人聞令下則各以其學議之入則心非出
則巷議夸主以為名異取以為高率群下以造謗如此
弗禁則主勢降乎上黨與成乎下禁之便臣請史官非

人口之黨々遂
謂古書可燬而
不知所以致然
者不在古書
吁亦陋哉

秦記皆燒非博士官所職天下有藏詩書百家語者悉
詣守尉雜燒之有敢偶語詩書弄市以古非今者族吏
見知不舉者與同罪令下三十日不燒黥為城旦如淳曰律
說論決為鉗輸邊築長城盡日所不去者醫藥卜筮種
伺寇虜夜暮築長城旦四歲也樹之書若欲有學法以吏為師此語因りて之を見
るに蓋し秦の書を焼くに至りしものは一朝一夕
の故にわらす二十六年より三十四年の間上下互
に封建郡縣の得失を論争し其議相協はずして始
めて乖離の端を開き其勢積重して政府は諸生を
抑制し諸生は政府を誹議するに至り遂に此災を

醸せしからん

蓋し封建を主張せるものは素より之を古來の經傳に徴し確然たる憑據ありと雖も郡縣論に至りては實例の其利を証するものおし故に學者書生等凡て果して能く之を以て世を治め得べきや否やを疑へり然りと雖も始皇李斯は深く自ら信して疑はざるあり思へらく國に諸侯なくして政府と人民のみあるときは人民の力決して政府に抗する能はずして萬世兵革の事おしと故に李斯等曰く昔者五帝地方千里其外侯服夷服諸侯或朝或

否天子不能制今陛下興義兵平定天下海內爲郡縣法令由一統自上古以來未嘗有と是れ郡縣に於て兵革の災おしと信したるものにあらずや始皇曰朕爲始皇帝後世以計數二世三世至于萬世傳之無窮と是れ郡縣に於ては帝統の變異おしと信したるものあらずや其餘始皇及び其廷臣等か天下を巡狩し石を諸方に建て、秦の功德を頌するを見るに皆お其意を含まざるものおし其泰山に於けるや曰く大義休明垂于後世順承勿革と其琅耶に於けるや曰く古之帝者地不過千里諸侯各守其封

域或朝或否相侵暴亂殘伐不止(中畧)古之五帝三王知教不同法度不明假威鬼神以欺遠方其身未歿諸侯倍叛法令不行今皇帝并一海內以爲郡縣天下和平と其之衆に於けるや曰く六國回辟貪戾無厭虐殺不已皇帝哀衆遂發討師奮揚武德(中畧)烹滅強暴振救黔首周定四極普施明法經緯天下永爲儀則大矣宇縣之中承順聖意と其東觀には曰く原道至明聖法初興清理疆內外誅暴強武威旁暢振動四極禽滅六王闢并天下留害息滅永偃戎兵と其碣石に於けるや曰く皇帝奮威德并諸侯初一秦平墮壞城郭

(中畧)黎庶無繇天下咸撫と其會稽に於けるや曰く六王專倍負力而驕數動甲兵陰通間使以事合從內飾詐謀外來侵邊遂起禍殃義威誅之殄熄暴悖亂賊滅亡聖德廣密六合之中被澤無疆と始皇李斯等の郡縣を利とするや實に如斯く深かりし也然るに封建論者喋々之を非議せしかば遂に激怒して書を燒き儒を坑にせんと欲するに至りしからん然りと雖も封建を利とするものゝ説も亦た古史を輕信したる浮論とのみ見るべからざるあり彼の淳于越等が卒有田常六卿之臣無補拂何以相救

哉と云へる一言は李斯と雖も明かに答ふる能はざる所にして支那後世歴代の帝室秦と其制を同うするもの多少其弊害を蒙むらざるかし是れ其論の根據ならざるべからず且つ夫れ秦の政たる實に誹議を受けざるべからざるもの多し中央集權の政を執りて臣民を抑壓したると是れ實に郡縣を支持するの精神に出て、而して更に過激に失したるものあり是に於て諸生勉めて其非を論せり始皇の長子扶蘇も亦た曰く諸生皆誦法孔子、今上皆重法繩之臣恐天下不安と然らば則ち封建

を論するものは又た兼て其政令の正理に違ふを論せしものあり今ま其理由を述べん

初め始皇の六國を蕩滅するや天下を分ちて三十六郡とあし守尉監各一人を置きて以て之を治めしめたり蓋し地方に權あるは秦の政府の忌む所なり故に其權限の如きも極めて狭小ありしか如し漢書百官表に曰く秦の郡守は其郡を守るを掌り邊郡又九長容あり兵馬を掌る丞尉あり守を佐け武職甲卒を典す監御史あり郡を監すと又郡の下に縣あり縣に令丞尉を置く其權限詳かからず

と雖も蓋し郡の小あるものあるへし然らば則ち一郡の廳は兵馬の權を掌れるにあらざるを知るべし蓋し武職甲卒を典すとは軍兵を點檢徵募するの謂からん決して之を管督するものにあらずるあり賈誼の過秦論中に云へるあり良將勁弩守要害之處信臣精卒陳利兵而誰何すと是に因りて之を見れば地方の任は文吏に屬し兵馬の權は將軍に屬せしや知るべきあり秦の制郡ごとに材官を置くと云へり材官とは極めて卑きものなり漢亦秦制に倣ひ郡に材官を置き別に樓船車騎あり平地には車騎を用ひ山阻には材官を用ひ水泉には樓船を用ふと云ふ漢將中屠嘉は秦の材官驍張あり驍張は脚を以て張弩を踏みて之を張る

ものあり手を以て張るもの驍張と云ふ且つや秦の末豪傑の競ひ起るに當りて郡守縣令を殺すと徹衣を裂くか如し項梁の吳に起るや項藉劍を振ひて會稽郡守殷通を斬りて而して其郡人皆お其威に服せり劉邦漢の高祖の沛にゐるや令に重容あり劉邦泗水亭長を以て其席に列し諸客を狎侮せり蓋し其位格の卑き想察すべきあり秦の天下既に亂るゝに及ひて郡縣の守令或ひは秦の爲に城を守るものあり南陽の守騎宛を守りて劉邦を防ぐの類然りと雖も是れ全く止むを得ざるに出てしものにて其權限の許す所にあらず故

に其兵力極めて微弱かりき是れ以て秦の政府が郡縣に任ずるの大畧を知るべし郡縣の守令に對するすら此の如し故に其民に於けるや更に甚しきものあり以爲らく郡縣の民兵器を持するは治安に害ありと乃ち之を咸陽に集め鋒を銷し鑠を鑄て以て金人十二を爲れり以爲らく富豪の郡縣に居るは治安に害ありと乃ち之を咸陽に集むること十二萬戸琅耶に集むること三萬戸に及べり以爲らく諸生の政令を論議するは治安に害ありと乃ち語を箝せり以爲らく諸子百家の書は諸生

をして政令を論議せしむるの原因にして治安に害ありと乃ち書を焼けり是れ皆か人民の權力を弱め政府に背く能はさらしめて以て秦平を致さんと欲するの精神に出てたるものならずや是等の政策は人民をして耐ふる能はさらしむるものあるべし然りと雖も秦の政府は六國をも蕩滅したる程の威力ある政府あれば人民敢て之に抗するものおし偶之れあるも舊諸侯の爲に仇を報ひんと欲し暗夜鑊椎を投するの類に過ぎざるあり然るに秦政府の舉措にして之より甚しきも

のあり人民を繇役すること是あり蓋し繇役の法
 たる重く貧民に課するの税法にして最も有害な
 るものあり然るに支那に於ては古代より行はれ
 たりと見えたり孟子之を力役之征と曰ふ是あり
 莊子曰く上徴武士則支離振臂於其間上有大役則
 支離以有常疾不受功と秦に至りて徴發最も頻繁
 にして阿房宮を作るや隱宮の徒刑七十餘万人を
 役せり圖書に亡秦者胡也とあるや將軍蒙恬をし
 て兵三十万人を發し北の方胡を征し万里の長城
 を築かしめたり刑餘の罪人を發するも尙ほ足ら

ず更に閭左を發せり閭左とは貧民の閭左に住す
 るものを云ふあり秦の制貧民を閭左に住せしむ故に貧民を閭左と云ふ 鼂錯
 其戍卒等困難の有様を記して曰く秦之戍卒不能
 其水土戍者死於邊輸者償於道秦民見行如往弄市
 因以謫發之名曰謫戍先發吏有謫及贅壻賈人後以
 嘗有市籍者又後以大父母父母嘗有市籍者後入閭
 取其左發之不順行者深恐有背叛之心中略今秦之
 發卒也有萬死之害而亡銖兩之報不得一算之復天
 下明知禍烈及已也と誠に斯る方法を以て人民を
 役したらんには貧民たるもの却て富民より重税

を蒙むるとにて其苦難想像すべきあり後世大土木を起すに當りては財は租税を以て之を一般人民に課し人は賃銀を定めて之を募るを常とす故に其人を得る容易にして而して其負担も亦た其財産に比例せり秦の政府之を用ひず却て恒産なく恒心なきの民を苦しましむ其れ豈に久しきに耐ふべけんや然り而して更に之より甚しきものあり刑罰の嚴酷かりしと是かり蓋し秦法の嚴あるや三族を誅するの刑あり梟首車裂體解等は其常に行ふ所のみ又天下一統の後に至りて鬼薪城

且春等の新法起れり鬼薪とは罪あるものをして宗廟の薪を執らしむるあり城且春とは男は城を築き女は米を舂かしむるものあり皆を以て大土木に使役したるあるべし斯く刑罰の苛酷あるときは自ら法吏の法を舞はし濫刑の弊を來たすを免かれざるものあるべし故に鼂錯曰く(前略)法令煩憎刑罰暴酷輕絶人命身自射殺天下寒心莫安其處姦邪之吏乘其亂法以成其威獄官主斷生殺自恣上下瓦解各自爲制秦始皇亂之時吏之所先侵者貧人賤民也至其中節所侵者富人吏家也及其末塗所侵

者宗室大臣也、是故親疏皆危、内外咸怨、離散逋逃、人有走心、と蓋し法網の弛み易きは必ず苛法の下にあり、秦の末、楚の項梁嘗て櫟陽の逋追捕あり、乃ち斬の獄掾曹咎の書を以て櫟陽獄掾司馬傾に致し、事止むを得たり、又嘗て人を殺し、仇を吳中に避けたり、項伯も亦た嘗て人を殺せり、張良に因りて免かるゝを得たり、又張良嘗て鐵椎を以て始皇を博浪沙に狙撃せり、始皇大に索むる十日、竟に獲ず、又人あり、始皇を蘭池に窺む、大に索むる二十日、終に獲ず、是等の例を以てせば、刑罰の苛酷あるは濫刑

將堂曰、秦之亡、因始皇之度量狹隘、是千古之確論、蘇子由亦於隋論詳言之、又曰、紂餘數百言、數秦政之苛虐、而歸於始皇之度量狹隘、乃文有收局、

弛廢の端たると重税苛征の密賣を發するが如く
 かるを知るべし

秦何を以て此の如く民に對するに酷ありしか、是れ一には戰國以來の慣習に基くものあるべし、と雖も亦始皇の心狹隘なるに因らずんば、あらず、蓋し戰國の時に當りて、秦の成卒を發すると、年とに數十方を爲せり、其徵發の方更に一統の後と異なるあき也、又刑罰の重きと文公の時既に三族を誅するの罰あり、商鞅秦に相として法を用ふる酷あり、歩して六尺に過ぐるもの罰あり、灰を道に棄つ

將堂曰此一段
穿破始皇之心
胸最覺痛快
鳥山曰買生論
秦之敗亡曰仁
義不施而攻守
之勢異也本論
則曰有敵國外
患之懼人民未
遑問內政良否
其立言雖異其
精神則一也

るものも亦た刑に處せり其重きと此の如し然りと雖も民の能く之に服従する所以のものは方に敵國外患の懼ありて民心未だ之を問ふに違あらざりしかり然るに不幸にして此苛政は却て秦の内政をして整肅せしめたりとの迷想多く其君臣の間に行はれたり是れ亦た其故なきにあらず蓋し一國の政府は令する所必す行はれんとを要するものあり若し其令する所にして行はれざらんにば是れ其政府は政權を失したるものあり内治の整肅すとは一に此令の行はるゝを云ふかり然

れども是れ法の苛酷なると同視すべからず法苛酷なりと雖も行はれざれば政權あきなり法輕しと雖も行はるゝときは政權全きあり夫の商鞅等の秦に功ある所以のものは能く之をして行はれしめたるにあり然るに此人同時に苛法を定めたるを以て其功は前者にあらずして後者にありとするに至れり故に秦の法たる常に苛酷ありき始皇之を承けて更に其褊心を以て愈嚴酷からしめたり蓋し人の善く怒り若くは好んで事を秘するものは其心の狹隘あるに基くものあり尉繚嘗て

鳥山曰、局量褊淺之人、行抑壓之政、真然、真然、

疾苦を問ひ地方の情態を察せんと欲するにあらざるあり其心躁急にして一處に休んする能はず且つ豪壯を天下に示して暗に人心を制せんと欲したるなり其居常人をして其居處を知らざらしむるを見るに敢て沈思靜慮して心を慰せんと欲するが爲にあらざるあり其心臆するあるか爲に人と交話するを懶しとして事を秘するあり是れ凡て其心の狭小あるを證するものならずや蓋し心の狭小あるものは必ず抑壓を事とす政略上已むを得ずして抑壓を行ふにあらざるあり始皇

將堂曰、蘇子由曰、其心舒緩而其爲政也寬寬者生於無憂而慘急者生於無聊耳、作者之論所歸亦在於此、

鳥山曰、欲制內訌、生事於外國、是歐洲政治家慣

の郡縣政治を以て萬世不易ありと信すると前に述ぶるが如し何ぞ六國倣餘の民秦の政府を覆へし得べしと信せんや唯其心狭小あるか爲めに事とに人意を壓下するにあらざれば安する能はざるあり故に其舉措終に此の如きに至れり夫の列國對峙し外患の懼急あるに當りて數々身軀を役せられ若くは重く懲罰せらると雖も人民の輿論は未だ之に抗するに至らざるなり何とあれば是れより更に急なるものあればあり然れども天下復た敵國を見ざるに及ひて之を行へば其

手之權謀也始
皇則反之六國
蕩平外患全絕
而不省內治依
然行苛政宜矣
不免敗亡也

將堂曰有人見
日星之光而欲
掩之見河岳之

政府は人民の怨府となり人民公共の敵とあらざるべからず秦の天下を一統するや四隣復た秦に抗すべきものなし人民復た敵國あるを知らざるなり此時に當りて秦の政府の民を御すると此の如く酷烈ありしかば人民離散し亂を思ふと一日にわらず唯細民の不平は口に出せず故に輿論とあらざりしのみ
彼の諸生等の心に非とし巷に議したるも實に此政治の非を論ぜしあるべし然るに李斯の一言終に詩書を焼くに至れり詩書を焼かば諸生復た論

流且時而欲塞
之摧之則人無
不嗟其愚矣而
治天下者往々
類是可勝歎乎

せざる乎人心制をべからず始め秦の始皇戰國の餘習に因り厚く遊學を遇せり然れども此の如き壓制を行ふに及びて諸生等復た秦政府に屬するを甘んぜずして逃亡するもの多し是に於て始皇大に怒りて曰く盧生等吾尊賜之甚厚今乃誹謗我以重吾不徳也諸生在咸陽者吾使人廉問或爲妖言以亂黔首と終に御史をして諸生四百六十餘人を咸陽に坑せしめたり是に至りて輿論復た秦政府を戴かずと云ふ
蓋し細民は生命を重んぜず故に叛亂し易し水旱

島山曰識者明
刺秦政則不能
免誹謗妖言之
罰祖龍深畏鬼

蝗災と雖も尙は兵器を弄し生命を捨つるに至るものあり唯智者生命を重んず故に妄りに叛亂せざるなり然りと雖も一たび正理を以て争ふべからざるを思ふや隱謀密計施さるる所あし天下を亂るは多く其方寸に決するとあるなり然るを況んや其心の激し易きこと秦の始皇の如きをや始皇の政府漸く人心を失するや數々神符墜星陰鬼の類發するあり其語に曰く亡秦者胡也曰く始皇死而地分曰く爲吾遺瀉地君明年祖龍死と是れ焉ぞ戰國智謀の士秦の政府を惡み愈暴戾からしめ

是以不平之士
假託鬼神而暗
識其政又譏有
其亡兆而已若
夫言策士激始
皇而厲其暴戾
則恐失鑿

て以て之を覆さんと欲するものゝ爲す所にあらざるを知らんや始皇の之を聞くや直に激怒して愈酷政を行へり豈に其策に陥りしにあらざるや然れども末路終に堪ふる能はずして快々として樂まず博士をして眞仙人の詩を作らしめて以て心を慰せんとするに至れり心を勞して而して治を爲すこと愈難きに至る豈に亦た愚からずや蓋し智者をして一たび心を離れしめば天下を處する之より難きはあきかり論者或ひは云はん智謀の士亦た一布衣のみ政事家たるもの巨万の兵を擁

して其上に立つ何ぞ顧慮する所あらんと是れ大
度の人の言あり夫れ膽小の政治家の若きは匹夫
の一言一動尙ほ且つ政府を動かすに足るありと
爲し頻りに心を傷ましめて以て之を抑制せんと
するものあり既に心を傷ましめて以て之を抑制
せんとせば其舉措必ず興人の利害に大關係を及
ぼすものありて輿論をして政府に背かしめ終に
之を覆すに至ると爲し難きにあらざるべし故に
政事家に戒しむべきは其心の狹小あるとにある
なり然るを況んや其狹小ある始皇の如きをや始

皇の末路豈に其計策に陥りしものにわらずや
然りと雖も此等の智者は容易に發せざるなり始
皇巡狩の間に死し二世皇帝小子を以て之に繼ぎ
宦者趙高政權を擅にし秦の政府其重きを失して
而して又大に土木を興し始皇を郿山に葬り更に
阿房宮を經營し郡縣に徴して菽粟芻蕘を咸陽に
轉輸し且つ役夫をして自ら糧食を齎らさしむる
に及びて敢死のもの始めて出でたり戍卒陳勝吳
廣等臂を大澤に振ふて而して秦に叛きしかば山
東の豪傑響應し争ふて守尉令丞を殺して自立せ

り各六國の後を奉して王と稱し天下靡然混亂を極めたり是に於て最初隱謀を廻らしたる智者も亦た其驥尾に附きて謀叛したるあるべし是時に當て秦の政府の内部も亦將に破裂せんとせり宦者趙高政權を得て李斯去疾の輩斬殺せられ諸公子皆誅せられ人々危疑の心を抱けり然るして山東の群衆愈強大あるに及て趙高亦誅を恐れて二世皇帝を弑し始皇の長子扶蘇の公子嬰を立て、三世と爲す三世皇帝趙高を誅し而して即位するに及て秦の將軍章邯趙に破れて楚の將項

將堂曰竹帛烟銷帝業旋昔年曾是祖龍居坑灰未冷江東亂劉項原來不讀書此章禍題於書坑詩均亦班固之意

羽に降り而して楚の將劉邦の軍既に武關を破りて關中に入れり三世之に降て秦の政府滅せり班固漢書に論して曰秦既稱帝患周之敗以爲起於處士橫議諸侯力爭四夷交侵以弱見奪於是削去五等公侯伯子男墮城銷刃箝語燒書内鋤雄俊外攘胡粵用一威權萬世安然什餘年間猛敵橫發乎不虞適成強於五伯閭閻偪於戎狄嚮應瘖於謗議奮臂威於甲兵鄉秦之禁適所以資豪傑而速自斃也と秦の過失を形容する極めて巧みありと云ふべし柳宗元封建論に曰く失在於政不在於制秦事然也と趙翼曰く

使秦皇當日發政施仁與民休息則禍亂不興也蓋
秦の制全く失なきにわらず官者權を得て而して
丞相其制御を受け天子亦た爲めに弑せらるゝに
至る然らば則ち其政をして此の如く苛酷ならざ
らしむるも弊害安ぞ長く發せざるを得んや
然りと雖も秦斷して郡縣を以て天下を治め千古
未聞の新制を立てたるより後の國權を操る者皆
之に倣へり其官職は多く秦の名稱を用ひ其職制
も亦秦の定むる所に大異あし余は後の爲政者周
制に倣ふて而して立所ろに失敗せしを見る秦制

に倣ふて而して失敗せし此の如く速かりしを見
ざる也然らば則ち秦豈に後世に裨益勿らんや
田口君郵送此篇囑余評之余乃熟閱數回妄加評
語而郵還之初余偶遇君語曰此篇則始皇論也
而還之之後一日忽有郵書來接手則君之簡也曰
評中無爲始皇論之語甚爲憾請插記之蓋余之語
君唯一時妄言耳故不敢加之於評中也然而君不
以余之妄特送書以求記之而余之爲妄言者亦非
無鄰見故不復敢辭聊記所見而質之曰以秦之苛
政專歸於始皇之度量狹隘則未可以爲盡矣蓋開

化史者所以窮歷代興廢之由而詳時勢變遷之跡也。而一代之制度治法，有時勢使之然，而非一人之力所能致者矣。則若秦之苛政，雖因於始皇無含弘之量也。然亦有勢使其然者矣。何也？封建之世，政權分裂，雖天子而不能統之於一，而綱紀一弛，群雄割據，各主於其疆域，而不復聽命於天子。所謂方局分權之弊，於是乎極矣。弊已極則不得不變，猶秤之偏重，則不得不顛也。而秦則獨熾於其弊極之時，而乘將變之勢，以混一宇內。於是乎前之分權者盡潰滅，而中央集權之勢方隆矣。夫政權專集於中央，則其

威烈如雷霆，其勢重如萬鈞也。以萬鈞之重，雷霆之烈，臨無權力之方局，復何所忌之有乎？則其政雖不待乎始皇，亦將峻且急耳。故秦政之峻急者，其罪未可獨歸於始皇也。抑乘封建之廢絕，而操統一之政權，專橫放恣，無所忌憚者，非獨始皇也。是雖因其人暴厲慘急，然有勢使必然者也。然而是不察而專歸罪於始皇之心術，是余之所以爲始皇論而未得開化史之體也。不知君以爲如何。

甲申二月

將堂 小池靖一 妄批

小池君之說，純正確實，而不可變矣。然田口君記秦

事而專舉始皇一人之失，亦非偶然。曰秦之失政，職由於始皇之狹量，其深尤。始皇則所以痛言政家狹量之大害也。東坡論始皇漢宣商鞅桑弘羊虛實錯綜，往々有如過其本意者，蓋以古形今有所寄託而然也。田口君之論秦，其亦有所寄託而然者乎。

鳥山 島田三郎妄評

此篇先記秦政之苛酷，而後述始皇之特加嚴烈，何專論始皇者乎。小池君乃曰：專歸罪於始皇之心術，是始皇論也，非開化史之體也。余私思其評之酷，島田君則贊其評曰：純正確實，而不可變矣。嗚呼！項藉

劉邦列兵而來，孤秦焉能抗之。雖然，其至于此者，亦不得無辨。蓋開化史者，社會之史也。社會之史，不當涉一人之私事也。不俟論焉。雖然，英雄豪傑之士，往往有攪亂事機，動搖時勢者。當此時，其一舉一動，方合于社會，故欲記社會之事，不得不涉一人之事也。余記秦記，思始皇爲其人，故特論之。但有稍失詳密而涉其心事，無關係于時勢者。二君之慧眼直投之曰：是始皇論也。蓋亦戰國策士之軍法乎。島田君末段書曰：必有所寄託而然。余委其當否于讀者之判決。云爾。

鼎軒 田口卯吉誌

支那開化小史卷之二

第四章 秦の天下を制すること十有二年あり此際封建の

秦の天下を制すること十有二年あり此際封建の
 氣大に消せり誰れか復た舊君主を戴くを望むも
 のあらんや然れども匹夫にして政府を倒さんと
 欲するは事の最も難きものあり故に秦に叛きて
 兵を執るもの其數少からすと雖も皆な奉する
 所あり又た自ら稱する所ありき陳勝吳廣の斬に
 起るや秦の公子扶蘇楚の將項燕と稱し又た奇怪
 の兆瑞を示せり帛に丹書して曰く陳勝王たらんと
 而して之を魚腹の中に置きて人を

鳥山曰遷固以下
 下歷叙諸豪傑
 之起皆明言或
 托奇怪祥瑞或
 稱諸國之後或
 有所奉獨至劉
 邦則以七十二
 黑子雲氣龍瑞
 等爲真有之事
 蓋遷固輩以漢
 臣記漢事勢不
 得不如斯後人
 不察以爲眞然
 抑不知高帝之
 瑞亦英雄籠絡
 民心之一術而
 已與陳勝之狐

して食はしめたり又た穀祠中に夜々狐鳴し劉邦の沛
 て大楚興り陳勝王たらんと呼はしめたり
 に起る素と赤帝の子あり左股に七十二の黒子あ
 り其居る所の上に常に雲氣あり項梁項藉の楚に
 起る舊と楚の將家あり而して楚の懷王の孫心を
 奉せり張耳陳餘の趙に徇ふるや趙歇を立て趙王
 と爲せり周市の魏に徇ふるや魏の公子咎を立て
 て魏王と爲せり張良韓の後を起さんと欲し項梁
 に説きて韓の公子成を立て、韓王とあせり齊の
 王族田儋と云ふものあり自立して齊王とある是
 に於て乎六國の子孫靡然として復た起れり唯燕

鳴丹書何異之
有田口君看破
之一様叙去而
漢祖之術自見
可謂傳真記實
之筆

王韓廣のみ布衣より起りて奉する所なく稱する所なきか如し然れども趙の將を以て燕に徇へて而して自立せるものあり故に亦た封建の力を藉らずと云ふを得ざるあり然りと雖も此等は素より一時藉りて以て人心を集むるの手段に過ぎざれば危急に際しては復た之を護するものあり故に秦と戦ふの際亡滅するもの甚だ多かりき秦既に亡びて天下の權一時楚の項羽に歸せり是れ其秦を亡はすに於て大に力ありしが爲めあり初め秦の將章邯善く兵を用ひ楚の將項梁と戦ひ

之を殺し楚地復た顧みるに足らざるを思ひ河を渡りて轉して趙を攻めたり蓋し此時の勢たる趙にして亡ふる時は天下復た秦に歸せしかり諸侯の兵趙を救はんとして來る者十四壁然れども秦を恐れて能く戦ふ者なし羽乃ち奮ひて之を破れり故に劉邦先づ關に入り秦を亡すを得たり是れ天下の權其掌中に歸せし所以あり羽則ち西楚の霸王と稱し彭城に都し天下を分ちて諸王を立つ劉邦を漢王とし巴蜀漢中に王とし章邯を雍王とし司馬欣を塞王とし董翳を翟王とし瑕丘中陽を河南王とし司馬卬を殷王とし趙王歇を代王とし張耳を常山王とし陳布を九江王とし共敖を臨江王とし吳芮を

衡山王とし滅茶を燕王とし燕王韓廣を是に於て夫
 遼東に王とし陳餘を河間の三縣に封す 是に於て夫
 下再ひ亂れ分れて漢楚とあり相戦ふと四年に及
 べり此戦争の際に至りて舊時六國の子孫全く滅
 絶し人民復た之を奉ぜんと欲するものなし
 漢の方に楚と戦ふや巴蜀關中舊の秦の地にして今
 陝西甘肅四川の地
 なを以て根據の地とあし其相蕭何をして治めし
 めたり蓋し四塞の地にして敵を受くるの虞なき
 所あり而して進みて關を出て兵を分ちて其將韓
 信に付して北の方趙を抜き燕を降し更に進みて
 齊を滅せしめたり而して彭越梁今の河南開封府

にあり英布九江今の安徽鳳陽縣にあり漢即ち説
 きて以て楚に抗せしめたり故に項羽數々漢兵を
 滎陽成皐の間に破りしと雖も進みて關中に入る
 を得ざりき而して韓信既に趙燕齊を擧げて來り
 劉邦に會し羽を攻めたりしかば一敗して直に身
 を亡はすに至れり
 蓋し身を項羽の地位に置くものは甚だ處し難き
 ものあらん我に従ふ所の諸王皆あ時の騷亂に乗
 して自ら其力を以て國を掠め兵を帥るたるもの
 あり吾之を封すと雖も彼れ敢て我を徳とせず却

鳥山曰漢王亦多失矣唯良平何信等補之此言能盡漢王之長所唯漢王善納人言故賢臣得補其過失秦皇項王無此量故扶蘇以諫擯

て吾の其上に立つを忌むの心なくんばあらず然らば大に其權を殺かん乎彼れ連合して吾に向はん之を駕馭するの術最も難からざるを得ず思ふに劉邦を以て此地位に置くも巧みに之を處する能はさりしならん然るを況んや項王之自ら人言を容れさりしをや蓋し項王の失多し關中に都せず第一失かり諸王を立つるに其佈置宜しきを得ざりしは第二失なり義帝を弑し名義を損する第三失なり漢王を榮陽に圍みし時急に攻めて然れども劉邦の失多きを項王に護らず幸に張良陳平蕭何韓信等の之に補ふありて能く天下を得たり其漢中に封せらるゝを怒りて戦はん

韓生以言烹何人得補其過失而秦漢楚之興亡於此乎決矣

るや蕭何之を諫む其韓信を捨つるや蕭何之を諫む韓信の齊王とやらんと欲するを怒るや張良陳平之を諫む其一行は漢の天下未だ知るべからざりしなり去れば漢の楚を破りし時は項王の秦を破りし時と事情を異にせり諸侯の強大あるもの唯韓信彭越英布あるのみ韓信は漢王の將あり彭越英布は項王に破られ僅に漢に據りて立つを得たるもののみ其餘は故の韓王信衡山王吳芮及ひ燕王臧荼趙王敖あるのみ漢王の皇帝の位に就くや韓信を楚王とし彭越を梁王とし英布を淮南王とし韓王信長沙王吳芮燕王臧荼趙王敖皆を舊封に安する

鳥山曰、重厚之主亦至不能不戮功臣、擅制政治之害可畏哉

を得せしめたりしが未だ六年からざるに長沙王の外凡て之を滅せり蓋し天下を私有し専制政治の政府を建てんと欲せば自ら土地を貪ほらざるべからず自ら土地を貪ほらば之を功臣にも分たさるべからず之を功臣に分ては一統の治を爲すを得ざるを以て終に之を滅せざるを得ず是を以て専制政治の創業者にして残忍の行なきもの極めて稀あり

漢楚地境畧説

赤ハ漢ナリ黄ハ楚ナリ
漢王項王ト滎陽成阜ノ間ニ戦ヒ常ニ敗フルト雖モ陝西巴蜀四塞ノ地ニ據リテ出テ戦フモノナレハ其戦フヤ常ニ攻ムルモノナリ而シテ楚ハ常ニ防クモノナリ韓信漢王ノ爲メニ北ノ方趙ヲ滅シ燕ヲ降シ齊ヲ取り而シテ後千兵ヲ合シテ楚ヲ攻ム故ニ項王一敗シテ而シテ國亡ブ
楚ハ封城(今ノ江蘇徐州)ニ都ス
漢ハ長安ニ都ス

烏山曰、姬周以前制度未備、周之與同姓異姓、並擁大封、其亡因諸侯之強大、秦懲周之失、立郡縣之治、其滅因孤立無援、漢監二代之得失、是漢制之所以並立郡國也。

支那開化小史卷之二

第五章 西漢の興りしより其亡ぶるに至る

漢の高祖既に楚の項王を滅し功臣韓信彭越英布等を殺し韓王信燕王臧荼趙王敖等を誅して而して天下始めて一に歸せり是に於て乎秦制の失する所以は自ら羽翼を削りて而して孤立するにありと思惟し大に子弟全姓を要地に據らしめて以て萬全の基礎を建てんと計畫せり其一に曰く楚楚は高祖の弟交の封せらるゝ所あり其二に曰く代代は高祖の兄喜の封せらるゝ所にして後其子

恒の封せらるゝ所あり其三に曰く齊齊は高祖の子肥の封せらるゝ所なり其四に曰く荆荆は高祖の従父弟賈の封せらるゝ所あり其五に曰く淮南淮南は高祖の子長の封せらるゝ所あり其六に曰く趙趙は其子如意の封せらるゝ所あり其七に曰く燕燕は其子建の封せらるゝ所あり其八に曰く吳吳は其兄の子濞の封せらるゝ所あり獨り長沙王吳芮のみ異姓にして王たるを得たり史記に曰く諸侯の大あるもの或は五六郡を保ち連城數十を構へ百官宮觀を置き天子に僭すと則ち是あり

其餘別に功臣の侯たるもの百有餘邑あり而して天子は長安今の陝西に都し自ら三河河東河内河南郡潁川南陽を有ち江陵より以西巴蜀に至り北雲中より西隴西に至るまでの十五郡は京師の内史に於て之を管せり是れ則ち高祖か天下を制するに於て深く注意したる處の計畫なり
蓋し秦累世の餘威を振ひ陝西四塞の地に據りて以て天下を制するも尙ほ二世を保つ能はず漢の高祖匹夫を以て天下を取り長く之を保たんと甚た難きものあらん其懼るべきもの二あり一は人

民其政府の輕きを思ひ自ら兵器を執りて之を覆へさんと是あり一は外戚重臣等の威福を擅にして帝室を傾けんと是なり漢の高祖か子弟同姓を要地に封したるは實に此二害を防ぐに於て大功ありしか如し其第一の如きは固より事實の之を證するものあるかし然れども支那の如き廣大なる帝國に於ては政令遠く地方に及ぶを得ず盜賊群を爲して所在に横行するも禁する能はざるなり故に帝室の子弟を要地に配置するは大に政府を重からしむるの効あるはあらざるなり第二

の豫防に至りてハ高祖の死後直に其功用を示せるか如し今ま其事實を述べん
蓋し漢の高祖能く世の羣雄を制したるも其皇后呂氏を制する能はざりき呂后敏にして能く大事を專行せり韓信を殺したるも呂后の專決する所ありき彭越を殺したるも呂后の專決したる所ありき去れば高祖常に之を憚かり其權を殺かんと欲すると久し呂后の生む所の太子柔弱あるを以て之を廢し趙王如意を以て太子と爲さんと欲したるも呂后の權強きを以て俄に之を行ふ能はざ

りき英布の反するや高祖即ち太子をして討せしめんとせり是れ實に太子をして過ちあらしめて而して之を廢せんとしたるあり功臣樊噲を軍中に斬らんとしたるか如きも實に諸呂の權を殺かんなか爲めありき樊噲呂后の妹呂嬃を聚れり此の如き謀計數々あるを以て呂后の疑懼を抱くや一日にあらず而して趙王如意及び其母戚夫人を怨むや骨髓に徹せり張良太子の爲に計り四船東園公用里先生を以て太子を補翼せしめ人望の既に太子に屬せしとを示したるか爲に高祖終に之を易る能はざりし也

其事情高祖か戚夫人に語りし處を以て詳かにするを得べし曰く我之を易んと欲すれども彼の四人之れか補たり羽翼已に成れり動かし難し呂氏は汝か主あらんと戚夫人之を聞きて啼位す蓋し大權の一たび太子に歸し呂后國母を以て天下を制するときは平生の怨恨あるか爲に大難を蒙むること昭々たる故あり高祖自ら楚歌を作り戚夫人をして楚舞せしむ其歌に曰く鴻鵠高飛、一舉千里、スデコナリ羽翼以就、スデコナリ横絶四海、スデコナリ横絶四海、又可奈何、雖有矰繳、矰繳とは尙安所施、矰繳とは矰矢也、此歌の意亦た呂后の制し難き

とき云ふものあり高祖の將に死せんとする時に當りて宮掖の事情實に此の如くありき且つ夫れ高祖陳平をして樊噲を軍中に斬らしめんとしたるも陳平、呂后を懼れて之を斬らざりき亦た以て呂后の功臣に威力あるを知るべし高祖既に死して惠帝尙ほ幼あり天下の權全く呂后にあり蕭何相とある一年にして而して死す曹參代りて相とある三年にして而して死す王陵右丞相たり陳平左丞相たり周勃大尉たり是れ皆か呂后の命する所あり高祖の將に死せんとするや

呂后問ふて曰く陛下百歳後蕭相國既死誰命代之上曰曹參可問其次曰王陵可然少戀陳平可以助之陳平智有餘然難獨任周勃重厚少文然安劉氏必勃也、可令爲大尉と此言にして眞からんには高祖は天下を惠帝に譲らすして呂氏に譲りたるの實ありと云ふべし是に於て乎呂后は戚夫人及ひ趙王如意を殺して而して宿怨を報ひ且つ諸呂の女を以て劉氏の諸王及ひ名族に配して永く繁榮を共にせんとせり但劉氏の王にして呂氏に害あるものは之を殺せり趙王恢、趙王友、燕王建の子等は皆

お其夫人呂氏を嫌ふを以て呂后の殺す所とされ
り是より劉呂の間漸く隙を生せり惠帝位にある
七年にして而して死せり呂后喪を發し哭して而
して眼に涙なし張良の子張辟彊侍中たり之を見
て丞相陳平に告げて曰く太后哭して而して悲ま
ざるは君其解を知る乎陳平曰く何の解ぞ辟彊曰
く太后獨り帝あり帝壯子なし故に君等を畏る今
ま請ふて呂台呂産を拜して將と爲し南北軍に居
らしめ且つ諸呂を官にし中に居て事を用ひしゆ
は太后心安くして君等幸に禍を免かれんと陳平

其計を用ひ之に請ふ呂后之を聽きて其哭くや始
めて悲しと云ふ蓋し呂后たるもの始め高祖の時
數々疑懼を抱きしきを以て務めて羽翼を張りて以
て安全の道を立てんとしたるなり然るに斯く呂
氏の權強きは漢の功臣等の心に平ある能はざる
所にして且つ劉氏の子孫の安する能はざる所あ
り故に呂后の死するや諸侯王連合して兵を山東
に起し周勃陳平等も亦九陰かに計りて終に悉く
呂氏の一族を捕へ之を誅して而して劉氏を安ん
せり是に至りて高祖子弟を封建したるの事其効

を示せりと云ふべし思ふに此時劉氏の子孫封侯たるにあらざれば呂后の大權を執るに當りて悉く滅せられたるも知るべからず又諸呂幸に誅せられたるも之を誅したる功臣等か更に權を弄し終に帝室に禍すること後漢の曹操唐の朱全忠等の如くからんも知るべからず其能く然らざるを得たるは封建の功ありき去れば周勃陳平等既に諸呂を誅せし後天子を撰むの權の如きも實に其掌中にありしなり大臣等相議して曰く少帝及び梁淮陽恒山王皆を孝惠の子にあらず呂后詐りて

他人の子を養ひ孝惠をして子とせしめ立て後とあし且つ王とあし以て呂氏を強うせしかり今ま既に諸呂を誅して而して立つる所のもの長して事を用ふるときは吾屬焦類あけん如かず諸王の中最も賢なる者を視て之を立てんにはと或は云ふ齊王は高帝の長孫あり立つべしと大臣皆あ曰く呂后外家の惡しきを以て殆んど宗廟を危くし功臣を亂らんとせり今齊王の母家駟鈞は虎にして而して冠するものあり即ち齊王を立つるときは復た呂王たらん代王は高帝の長子にして最も

長せり仁孝寛大にして太后の家薄氏謹良あり以て立つべし」と功臣の帝位を決する權ある此の如し故に代王の諸臣等亦た大に之を疑へり曰く漢の大臣は皆あ故と高帝の時の大將にして兵に習ひ詐謀多し特に高帝呂太后の威を畏る耳今ま大王を迎ふるを以て名と爲す實に信ずべからず願くは疾と稱して往くあかれと宗昌曰く羣臣の議非あり高帝子弟を封して王とあし犬牙相制す是れ磐石の基なり今大臣變を爲さんとするも百姓爲に使はれず其黨寧ろ能く專一あらんやと代王

鳥山曰引宗昌之言非偶然將以證自家之論旨也

猶豫決せず之を卜するに吉を得たり更に太后の弟薄昭を長安に遣りて其實を得たり故に代王代より出て長安に到り天子の位に即けり代王漢の大臣等を疑ふの狀此の如くありしかり故に漢の高祖天下を定むと云ふと雖も其基礎未だ定まらずと謂ふべし能く之を安んしたるは全く封建の功なりき

然りと雖も封建の弊害なきは特に親子兄弟の愛情存するの時に止まれり後世其子孫とありて愛情既に去るに及ひては最も懼るべき弊害を發す

ることあり文帝代より迎へられて帝位に即き首として周勃陳平等の權を殺き南北兩軍の權は信任の臣宋昌に委し節約勤儉を以て天下を治むる二十三年百姓始めて休息せり而して漢室と諸侯王との和親は此際に至りて漸く絶えんとせり吳王濞の太子入見し皇太子と博し道を争ひ不恭あり皇太子博局を引きて吳の太子を殺す是より吳王怨望し藩臣の禮を失す齊王襄は高帝の長孫にして周勃陳平の呂氏を誅するとき其弟章與居等大に功あり而して其目的とせし處は其兄齊王を

立て、天子と爲さんとするにありき故に章與居共に其賞に與からずして却て齊の二郡を割きて之に王とせらる後與居反して死せり帝室と諸侯との關係實に此の如くありき洛陽の賈誼頻りに文帝に勸むるに諸侯の權を殺かざるべからざるを以てせり其文中言へるあり曰く(前畧)方今天下少安何也、大國之王、幼弱、未壯、漢之所置傅相、方握其事、數年之後、諸侯之王、大抵皆冠、血氣方剛、漢之傅相稱病而賜罷、彼自丞尉以上、偏置私人、如此、有異淮南濟北之爲耶、此时而欲爲治安、雖堯舜不治、(中畧)欲天

下之治安莫若衆建諸侯而少其力力少則易使以義國少則亡邪心中畧令齊趙楚爲若干國使悼惠王幽王元王之子孫畢以次各受祖之分地中畧如此則臥赤子天下之上而安植遺腹朝委裘而天下不亂と文帝其才を嘉みし其策に因りて齊を分ちて六國と爲し趙を分ちて三國と爲せり然れども大に用ふるを得ざりき太子の傅鼂錯亦た吳王の過ち削るべきを云ふ然れども文帝亦た之を用ひず蓋し文帝の治は務めて寛恕を以て諸侯を撫し國家分裂の勢を來たすを恐れて急に手を下さりしもの

鳥山曰賈生稱曠世之奇才其一生所愛在諸王之強大而至于文帝之子以制其勢則可謂術亦疎矣夫七國之王皆高帝

の如し然れども其子武を梁王に封して其子喜を淮南王に封し諸侯の咽喉を塞き且つ太子に遺詔するに國家万一の事あらば周亞夫以て將と爲すべしと云はれたるを見れば諸侯の將に叛かんとする勢あるを知りたるや明かり梁及ひ淮南王を封するは賈誼の上疏を用ひし者なり其文に曰く(前畧)陛下所以爲藩扞及皇太子之所持者唯淮陽代二國耳代北邊匈奴與強敵爲隣能自完則足矣而淮陽之北大諸侯廣如黑子之著而適足解大國中略臣之愚計願舉淮南地以益淮陽而爲梁王立後割淮陽北巴二三列城與東郡以益梁中畧則大諸侯之有異心者破膽而不敢謀梁足以扞齊趙淮陽足以禁吳楚此二世之利也 景帝位に即くに及ひて鼂錯の計を用ひ大に諸侯の地を削りしかば吳王濞膠西王功楚王代

之子弟同姓而三世之後爲漢家之患文帝之子弟爲王者數世之後焉得不得爲吳楚齊趙以生此策畢竟以非制毒之法也豈永年治安之計哉

趙王遂濟南王辟光菑川王賢膠東王雄梁等反せり其の勢一時猖獗にして天下を震動し天子をして諸侯に謝せんか爲に謀臣鼂錯を刑せしむるに至り然れども梁王能く城を守りて其進路を塞き周亞夫兵に將として諸侯の糧道を絶ちしかば三月からずして鎮定するを得たり七國既に滅せし後王子の新に封せらるゝものあきにあらずと雖も復た以前の如く大國を領するものあし景帝の末梁も亦た分れて六國となり武帝位に即くに及ひて主父偃議して曰く古者諸侯

不過百里強弱之形易制今諸侯或連城數十地方千里緩則驕奢易爲淫亂急則阻其疆而合從以逆京師以法割削之則逆節萌起前日鼂錯是也今諸侯子弟或十數而適嗣代立餘雖骨肉無尺地之封則仁孝之道不宣願陛下令諸侯得推恩分子弟以地彼人々喜得所願上以德施實分其國不削而稍弱と武帝其計に從ひて詔して曰く諸侯或欲推私恩分子弟邑者令各條上朕且臨定其號名と是より藩國始めて分れて而して子弟畢く侯とあり史記に曰く是より藩國自ら折れ齊分れて齊城陽濟北濟南菑川膠

西、膠東の七國とあり趙分れて趙、平原、真定、中山、廣州、河間の六國となり梁分れて梁、濟州、濟東、山陽、濟陰の五國とあり淮南分れて淮南、衡山、廬江の三國とあり皇子の始めて立つもの大國は十餘城に過ぎず吳楚七國の叛せし時諸侯の地削らるゝもの亦尤多し是を以て燕代には北邊の郡なく吳、淮南、長沙には南邊の郡なく齊、趙、梁、楚の支郡名山、陂、海、咸を漢に納る故に諸侯漸く微にして大國も十餘城に過ぎず小侯は數十邑に過ぎず而して漢の郡其間に錯はりて犬牙相臨み以て其要地を扼せし

かは諸侯唯其衣食租税を受くるのみにして政事に與からず」と漢書に曰く景帝七國の難に遭ふて諸侯を抑損し其官を減黜す丞相を改めて相と云ひ御史大夫廷尉少府宗正博士を省き大夫謁者諸官長丞の員等を減せしを云ふ武帝の時衡山淮南の反あり之を滅して郡とし又左官の律を作り諸侯に仕るもの復た王朝に仕る能はさらしむ」と故に漢は初め封建の力を以て一時天下を假定し其力を以て外戚重臣の專横を防きたるも封建の災亦た大あるか爲に種々の策士出て終に諸侯をして自ら其封を子孫に分與するを得せしめ兵に馴らず

烏山曰制度徳
義之辨世人往
々言之但徴之
呂后二后之事
人皆不得首肯

して能く郡縣に變したるものと云ふべきあり
斯く諸侯の衰ふると同時に外戚權臣の災は自ら
起れり彼の高祖の呂后を制する能はざりしとは
既に説けり諸呂幸に誅せられたりと雖も其組織
は依然として漢の帝室に存せり文帝の迎へられ
たるは其母薄後の順良あるに因るあり夫れ順良
に因りて始めて災あきは是れ制度の災を防ぐも
のにあらずして僅に徳義を頼みて一時の安を偷
むものあり豈に能く長久を保つべけんや文帝亦
た孝順にして諸事之を太后に謀れり且つ其弟薄

昭を以て將軍となし軍務を管せしめたり是れ亦
た其母家を顯はさんか爲めあり景帝の時竇太后
臨江王榮の死に臨み中尉邳都か筆を與へざるを
怒り都を殺す太后の政事上に權ある大約此の如
し武帝に至りて竇太后の弟竇嬰を以て丞相とあ
し次て母王太后の同母弟田蚡を以て丞相とあし
後ち衛后の妹夫公孫賀を以て丞相とあし衛后の
弟青を以て大司馬大將軍と爲し後の姉子霍去病
を以て大司馬驃騎大將軍とあし其死に臨みて去
病の弟霍光を以て大司馬大將軍とあし之に一切

の政務を委し幼主昭帝を輔けて天下を治めしめたり是より大司馬大將軍は永く外戚輔佐の官とあり武帝の昭帝を立つるや其母趙婕妤を殺して曰く古より國家の亂る所以は主少く母壯なるに由れるあり女主獨居驕蹇淫亂自ら恣にす能く禁するふきありと蓋し漢家の制度を見るに此論一應の理なきにわらざるあり其弊を防かんと爲には太后を殺さざるべからずとせば其制度の眞正なるものにあらざるを知るべし昭帝の時皇后の父上官安其祖父桀等霍光の權強きを忌み之を

退けんと欲し其出て浴するに當りて燕王旦をして上書せしめ桀安等中より之を決せんとせり昭帝時に歳十四あれども明敏にして能く其詐欺を辨知したるか爲に幸に其計を遂くるを得ざりしと雖も若し夫れ尋常の童子たらんには霍光は直に退けられたるならん嗚呼大權を托せらるゝものにして其進退の決すること此の如く其れ輕し豈に亦た危からずや

昭帝位にあり十三年にして死せり霍光昌邑王を迎へて帝と爲す淫虐度あり即ち上官皇太后(昭帝

の后にして霍光の孫女なり時歳十六七に白す皇太后詔して帝を廢し武帝の長子戾太子の孫病己を迎へて帝と爲せり宣帝是かり霍光政を執るの際謹慎にして深く自ら戒めたりと雖も子弟の官にあるもの漸く多し故に家門の威權甚だ盛んかり宣帝の微あるや既に許后あり霍光の夫人顯陰に之を毒殺し其少女を容れて皇后と爲す故に光死するの後宣帝漸く之を抑損せり霍氏之を怒り帝を太皇太后霍光の孫女にして皇后の姪の許に召して之を廢せんとせり計漏れて一族皆を殺さ

る宣帝の微ある張賀厚く之を養ひ許廣漢の女を媒して后と爲す故に霍光に次きて大司馬大將軍とあるもの其弟張安世あり之に次きて許後の叔父許延壽大司馬大將軍となれり
元帝即位に及ひ延壽の子賀を以て大司馬大將軍と爲し其女を以て成帝の后と爲す是れ其母許氏を顯はさんか爲あり成帝立つに及ひて賀尙は大司馬車騎將軍とあり政を輔けりと雖も成帝の母は王太后あるを以て其弟王鳳を以て大司馬大將軍と爲し共に政を輔けしめ遂に鳳に任せり鳳卒

して從弟王音大司馬車騎將軍となり音卒して其弟根大司馬驃騎將軍となり根自ら兄の子莽をして已に代らしむ故に成帝の一代ハ王氏權を弄すと云ふべし是れ皆帝の母王太后中にありて事を以て用ふるか爲めなり成帝崩し哀帝元帝の孫を以て入りて位に即くに及ひて其祖母傅昭儀は嘗て皇太皇后王氏と共に元帝に事へたるを以て均しく又九皇太皇后の位に上らんと欲せり然れども其子は定陶の恭王あるを以て之を論評するものあり依て王太后の詔を以て恭王を尊んで恭皇と

かし哀帝の母丁姬を恭皇后となし祖母傅昭儀を恭皇太后と爲せり然れども傅氏尙ほ甘んぜざるあり依て改めて哀帝の母を帝太后と爲し傅氏を帝太太后と爲せり是に於て傅太后既に尊きを以て王太后と語るに之を嫗と稱せしとぞ蓋し王傅二后相怨むの事情ありしからん而して丁傅二氏暴かに富盛を致せり傅喜傅太后の弟あるを以て大司馬大將軍となりしも其姉の尊位を稱するに抗したるを以て罷められ丁太后の兄明之に代れり故に哀帝崩するに及びて太皇太后王氏は尙ほ

在ませしを以て直に王莽に詔して大司馬大將軍
とあし平帝を立て太皇太后王氏の詔を以て傅太
後の號を貶して陶共王の母とし丁太后を改めて
丁姬とし其墓を發き死躰を改葬するに至れり哀
帝の後亦た傅氏あり廢せられて庶人となる
平帝は元帝の孫中山孝王の子あり帝位に即く年
甫めて九歳あり其母を衛姬と云ひ其祖母を馮昭
儀と云ふ馮昭儀先づ死すと雖も衛姬尙ほあり王
莽傅太后に懲り衛后及び外家をして京師に入る
を得せしめず平帝已に長して衛后の故を以て莽

を怨む莽之を毒殺し周公の例に因り自ら攝位に
居り卜相最も佳あるを以て宣帝の玄孫嬰を迎へ
皇太子と爲す時に年二歳あり二年を経て之を廢
し漢家を滅し國を新と稱し自ら新室皇帝と稱せ
り其權勢を専らにし位爵を受くる皆か太皇太后
王氏の詔を奉するものありき
蓋し漢室の諸姬多く微賤より出て、悉さに民間
の疾苦を嘗め人情の信偽を知れり且つ其帝に比
して齡遙に少なるを以て帝死するの後久しく生
存し威權を其子孫に及ぼせり子孫の帝とあるも

の全く深宮の内に愛育せられたる純綺子あるを以て此老婆に敵する能はざるあり而して又孝順の虚禮に因りて大に之を尊重し太后の父を追尊して侯とかし園邑三百家を附し長丞以下を使として寢廟に奉守し食を上らしめ其兄弟親族を以て大司馬將軍とかし其餘を封侯と爲すを例とせり故に外戚常に太后の威と親族の力とに因り威權を朝廷に擅にせり去れば漢家末代の天子の如きは殆んど外戚の孤注たるに過ぎざりき夫れ外戚たれば政權其家にあり外戚たらざれば政權之

鳥山曰盜賊猛虎等文字一讀覺過激三四讀

を去るとせば誰か王莽の擧を爲さらん余は却て其出づるの遲きを思ふあり之を要するに漢初呂氏の強きは末代の王氏に勝ざる萬々あり然れども能く呂氏を防きて而して王氏を防く能はざりしは何ぞや是れ全く封建の存すると存せざるとに因るものからん余私に思ふ前漢の初め封建を以て其政府の弊を防ぎたるは恰も盜賊を備ひて猛虎を制せしめたるか如し盜賊一時能く猛虎を制したるも又た盜賊の弊に堪へずして之を追逐したりしかは猛虎復た恐るべきものかくして

之後、知其至當
營論之妙、頗類
蘇家之口吻、

遂に其全家を噬齧したるものあり畢竟真正の制
度を以て國を治めざるが爲に其本躰常に病毒あ
り他の有害物を藉り來りて一時其病を制するも
豈に能く久しきを保つを得んや

呂后	八、	呂后	后	呂氏王たるもの 候たるもの 六人
惠帝	七、	母呂太后		
高祖	八年			
	在位	女主權あるもの	外戚權あるもの	

文帝	二三年	母薄皇太后	薄太后の弟 候たるもの 一人
景帝	一六、	祖母薄皇太后二年死 母竇皇太后	竇氏候たるもの 三人
武帝	五四、	祖母竇皇太后六年死 母王皇太后	王氏傅氏 候たるもの 三人
昭帝	一三、		政霍光に在り
宣帝	二五、	義母上官太后	霍氏權あり 史氏侯者(祖母家)四人 王氏侯者(母家)二人
元帝	一六、	義母王太后	許氏 二人
成帝	二六、	母王太后	王氏の權盛かり
哀帝	六、	祖母傅皇太后 母丁太后	傅氏候たるもの 五人 丁氏候たるもの 二人

平 帝	五年	王 太 皇 太后 母衛氏太后とをるを得ず	王莽權あり 衛氏の一族を殺す
孺子嬰	二、		
計	二〇九、		

周之亡在乎諸侯之彊、秦懲之、而創郡縣之制、豪傑起隴畝之中、而滅秦、高帝懲之、而封同姓爲諸侯、後有七國之亂、武宣懲之、而分其勢、外戚擅權、遂有王莽之篡、通篇之精神、蓋原于方孝孺深慮論、但孝孺謂天下後世之變、非法術所能制、惟須積至誠、用大德、以結乎天心、田口君則曰、禍亂相踵、因制度不得

正、蓋孝孺之論、在於擅制範圍之內、故曰、制度法術不足、防變、田口君之見、在於擅制範圍之外、故曰、真正制度、可賴以防亂、孝孺言治亂在乎人主、田口君言治亂在乎制度、佛人魏臧有言曰、以平和之革命、防制政治之弊害、則唯代議制度在焉、使孝孺聽之、則安知不左袒於田口君之說哉、

明治十八年三月 鳥山 島田三郎妄批

支那開化小史卷之二終